



2011

J A 高岡の現況 Disclosure

ディスクロージャー2011

はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

ＪＡ高岡は、情報開示を通じて経営の透明性を高め、当ＪＡに対するご理解を一層深めていただくために、平成22年度の事業内容に関するディスクロージャー誌「2011 ＪＡ高岡の現況」を発行いたしました。

本誌は、主な業務の内容や組合の組織概要、経営の内容などについて、より多くの方にご理解いただけるように編集しております。

皆さまが当ＪＡの事業をさらにご利用いただくための一助として、ぜひご一読いただきますようお願い申し上げます。

ＪＡ高岡は、「信頼・改革・貢献」の基本理念のもと、地域に根ざしたＪＡとして、地域農業の振興はもとより、地域の人々が期待する安心・安全な食や、やすらぎの提供を通じ、皆さまに信頼され、選ばれるＪＡとなるよう努めてまいります。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成23年6月 高岡市農業協同組合

※本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

※記載した金額は、表示単位金額未満を切り捨てて表示しておりますので、合計と合致しない場合があります。

プロフィール

● 設 立	昭和39年 5 月 1 日
● 本 店 所 在 地	富山県高岡市 あわら町1番1号
● 出 資 金	24億円
● 総 資 産	1,732億円
● 貯 金 残 高	1,583億円
● 貸 出 金 残 高	309億円
● 長期共済保有高	5,092億円
● 役 員 数	33人
● 職 員 数	414人
● 単体自己資本比率	16.41%

ホームページ

当JAに関する情報はインターネットのホームページでもご紹介しています。



<http://www.ja-takaoka.or.jp/>

総 合 目 次

JA高岡の概況

店舗等の一覧	1
ごあいさつ	3
経営方針	4
経営管理体制	4
事業の概況（平成22年度）	5
事業活動のトピックス	7
農業振興活動と地域貢献情報	9
リスク管理の状況	11
自己資本の状況	20
組合員・役員・機構図等	21

主な業務の内容

事業のご案内	23
--------	----

経営資料編

I 決算の状況	30
II 損益の状況	53
III 事業の概況	
1. 信用事業	55
2. 共済事業	62
3. 経済事業	63
4. 指導事業	64
5. 福祉・介護保険事業	64
IV 経営諸指標	65
V 自己資本の充実の状況	66

自己資本比率の算定に関する用語解説一覧	73
---------------------	----

法定開示項目掲載ページ一覧	75
---------------	----

店舗等のご案内	77
---------	----





■ 本店

本店	①	本店
支店	②	西部支店
	③	佐野支店
	④	高岡病院支店
	⑤	二塚支店
	⑥	東部支店
	⑦	野村支店
	⑧	北部支店
	⑨	二上支店
	⑩	守山支店
	⑪	国吉支店
	⑫	福田支店
	⑬	小勢支店
	⑭	立野支店
	⑮	石堤支店
	⑯	能町支店
	⑰	太田支店
	⑱	牧野支店
	⑲	東五位支店
	⑳	伏木支店
	㉑	中田支店
	㉒	戸出支店
	㉓	是戸支店
	㉔	醍醐支店
	㉕	北般若支店

事業所	㉖	営農センター
	㉗	中田農業振興センター
	㉘	農機センター
	㉙	資材センター佐野
	㉚	資材センター国吉
	㉛	資材センター戸出
	㉜	生活センター
	㉝	自動車センター
	㉞	燃料センター
	㉟	四屋給油所
	㊱	カーポート中田
	㊲	戸出給油所
	㊳	福祉事業センター(もえぎの里)
施設	㊴	南条カントリーエレベーター
	㊵	国吉カントリーエレベーター
	㊶	中田カントリーエレベーター
	㊷	戸出カントリーエレベーター
	㊸	二塚粉一時貯留施設
	㊹	石堤ライスセンター
	㊺	醍醐米麦大豆乾燥調製施設
	㊻	堆肥センター
	㊼	味噌・菜種加工施設
	㊽	あぐりっち佐野店
	㊾	あぐりっち戸出店
	㊿	あぐりっち中田店
	㋀	あぐりっち矢田店
	㋁	あぐりっちアグリピア店
	㋂	南条育苗センター
	㋃	野菜集荷場
	㋄	南条大豆乾燥調製施設
	㋅	太田甘藷貯蔵庫
	㋆	二塚女性センター
	㋇	東部女性センター
子会社	㋈	(社)高岡市農協会館
	㋉	(株)JA高岡キャリイライン
	㋊	(株)JAアグリサポート高岡

ごあいさつ



高岡市農業協同組合

代表理事組合長

穴田 甚朗

平素より、私どもJA高岡をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当JAの業務内容などを皆様にご報告するため、本誌「ディスクロージャー誌」を作成いたしました。この冊子をとおして、当JAに対するご理解を深めていただければ幸いと存じます。

平成22年度を振り返りますと、景気は足踏み状態から徐々に抜け出し、生産は増加基調に転ずる動きが見られ、企業収益、設備投資、雇用情勢も緩やかな改善の状況となりました。

また、農業をめぐる情勢では、政府は「食料・農業・農村基本計画」を決定し、農業の将来展望を宣言いたしました。具体的な施策も示さないまま、米は需給ギャップにより価格は低下し、さらに国民的議論もないままTPP交渉への参加に関し、突如前のめりの表明をするなど厳しい状況となりました。

こうした中で、当JAでは第8次3カ年計画、第6次地域農業振興計画を策定し、それに基づき「消費者との連携による農業の復興」などの目標達成に向け、重点取り組み事項の遂行に努めました。事業の実績につきましては、貯金残高、販売品取扱高は計画を下回りましたが、貸出金残高、長期共済新契約高、購買品供給高は計画を達成し、当期剰余金は3億5百万円となり、計画を大幅に上回る結果となりました。取り巻く状況が厳しい中であって、このような実績となりましたことは、組合員・利用者のご支援の賜であり、改めてお礼申し上げるものであります。

さて、平成23年度は世界経済の緩やかな回復が期待される中で、我が国経済も景気は持ち直し、経済成長の好循環に向けた動きが見込まれましたが、3月11日発生の東日本大震災により一転、不透明感が増幅しています。農業面においても、戸別所得補償制度が本格実施されますが、米の需給バランスは解消されず、米価は下落しており、さらに23年産米の生産数量削減は将来にわたっての農業経営に不安を抱く結果となっています。加えて、日本農業に壊滅的な影響を及ぼすTPP交渉への参加については、東日本大震災により参加判断時期を先送りしたものの、TPP交渉への参加姿勢は崩しておらず、予断を許さない情勢であります。

このことを踏まえ、当JAでは「第8次3ヶ年計画」「第6次地域農業振興計画」の2年目として「信頼・改革・貢献」の基本理念のもと、一層の組織事業基盤の強化と更なる経営の健全化に取り組み、組合員はもとより、利用者・地域の皆様から第一に選ばれるJAになることを目指すものであります。

何卒、組合員・利用者には、従前に倍するご愛顧をお願いするものであります。

経営方針

J A高岡では、本年度は、「信頼・改革・貢献」の基本理念のもと、組合員、利用者はもとより地域の皆様からも第一に選ばれるJ Aを目指して、昨年度策定した「第8次3カ年計画」および「第6次地域農業振興計画」の目指す目標とそれに基づく重点実施事項について着実な実践を図ります。

具体的には、新たな農業政策に対する適切な対応を行い、農産物直売所が核となり園芸作物の振興をはかり、地域における食料自給率向上に取り組みます。

また、J A高岡福祉事業センター「もえぎの里」が核となり、元気高齢者の健康づくり・生きがいづくりの支援に取り組むとともに、次世代の食農教育の推進を通してくらしと地域貢献を行います。

さらには、女性・青年層の正組合員加入促進により、J A運営への参画を促進し、組織基盤の強化を図るとともに、コンプライアンスや内部統制の体制整備により、健全経営の確保を目指します。

以上の方針のもとに、次に掲げる理念と目標を設定して運営にあたるものとします。

J A高岡の基本理念・・・信頼・改革・貢献
役職員の行動理念・・・くらしにおてつだい

●○●○●○●○●○●○ ●めざす目標 ●○●○●○●○●○●○●○●○

- (1) 消費者との連携による農業の復権
- (2) J Aの総合性発揮による地域の再生
- (3) 協同を支えるJ A経営の変革

経営管理体制

◆ 経営執行体制

当J Aは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、女性理事2名の登用や青年部並びに女性部代表者に参与の委嘱を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

事業の概況（平成22年度）

◆ 財務・損益

収支面では、事業総利益が30億9千1百万円（計画対比104.0%、前年対比97.2%）と計画額を上回る増益となったことに加え、事業管理費が27億1百万円（計画対比98.1%、前年対比97.7%）にとどまり、当期剰余金は、3億5百万円（当初計画1億6千4百万円/前年度実績2億9千3百万円）に達しました。

財務面では、自己資本の増強と不良債権の処理に取り組んでいるところであり、本年度末の自己資本比率は、16.4%（前年度16.2%）となり、また、金融再生開示法に基づく不良債権比率は、1.4%（前年度1.6%）とこれも着実な低減を示しております。

剰余金の処分にあたりましては、定款の規定に基づき利益準備金などの内部留保に充てさせていただき、出資配当を年2.0%の割合でさせていただくとともに、組合員皆様のJA事業のご利用に応じて、事業分量配当をさせていただきました。

◆ 信用事業

(1) 貯 金

貯金残高は、年度末で1,583億1百万円（計画対比99.8%、前年対比100.9%）となりました。本年度は、夏・冬の貯金増強キャンペーンや団塊世代を対象とした貯金商品の取り扱い等、貯金の増強に取り組みました。

(2) 貸出金

貸出金残高は、年度末で309億9千6百万円（計画対比101.0%、前年対比97.3%）となりました。本年度は、住宅ローンなどの要綱資金で減少となりましたが、地方公共団体への短期資金の需要があったことから計画を上回りました。また、くらしの資金需要への対応として、住宅ローンセンターをはじめ、支店や住宅展示場などで、住宅ローン相談会を開催いたしました。

(3) 資金運用

安全・安定的な運用を第一として、農林中金預金を中心とした運用を行いました。

◆ 共済事業

長期共済新契約高は、384億4千5百万円（計画対比102.6%）となりました。本年度は、養老生命共済および建物更生共済を中心に普及が進んだことにより新契約高で目標を上回った一方で、個人保障の見直しによる契約解除や満期等により、長期共済保有高は5,092億9千5百万円（計画対比99.9%、前年対比96.8%）と昨年と同様に減少することになりました。また、お客様の契約フォローとして3Q訪問活動に取り組みました。

◆ 購買事業

購買品供給高は、35億2千4百万円（計画対比104.6%、前年対比101.1%）となりました。生産資材は、早期仕入れや予約注文等の取り組みにより、供給価格の上昇の圧縮に努めました。生活資材では、「越中高岡万葉米」の拡販のため特売日の開催や女性部との連携による共同購入の普及に取り組みました。農業機械は、戸別所得補償制度の補助金が個人農家の買い替え需要を掘り起こし、燃料は、「お客様感謝デー」の実施や公共事業の需要などにより供給が順調に推移しました。

◆ 販売事業

販売品取扱高は、29億2千万円（計画対比82.5%、前年対比83.7%）となりました。米価の下落や野菜・花卉の生産量の減少により、受入高が減少したことから、計画額及び前年同期額を大きく下回る結果となりました。

◆ 利用事業

生産利用施設においては、育苗で環境への配慮として温湯種子消毒施設を活用した苗の供給や残留農薬対策を実施しました。カントリーエレベーターでは、荷受待ち時間の短縮と買入業務の迅速化に努めました。また、稼働率については、荷受重量は7,636トン、69.9%の稼働と、目標としておりました71%を下回りました。

◆ 福祉・介護保険事業

高齢社会が進展するなか、高齢者生活支援の取り組みの核となる福祉事業センター「もえぎの里」は開所4年目を迎えることとなり、小規模多機能型居宅サービスでの利用者の増加もあり、取扱額（介護報酬等）が2億2千9百万円（前年比118.9%）に達するなど、事業の拡大が順調に進みました。

事業活動のトピックス

◆ 地産地消の拠点施設 「農産物直売所」の起工式

農産物直売施設の起工式が佐野食彩広場横の建設予定地で行われました。

地域の皆さまから愛される農産物直売所を目指します。



(平成22年12月1日)

◆ 「食と農ふれあいフェア」の開催

組合員への感謝とともに、地域に根ざしたJAとして、消費者・生産者がともに農業・農村について考える場として、「食と農ふれあいフェア」が開催されました。



(平成22年11月20日・21日)

◆ 第27回 家の光愛読者のつどい 協同大学公開講座が併催

獨協大学教授の森永卓郎さんを講師に迎え記念講演が開催されました。テレビ出演時の裏話や「森永流買い物術」などを紹介し、会場を沸かせました。



(平成22年7月3日)

◆ 第17期新任総代セミナーの開催

3年に一度の総代選挙により、新たに総代になられた組合員の参加をいただき、新任総代セミナーが開催されました。

JA高岡では、一戸複数正組合員化に取り組み、年度末で536名（前年度末491名）となりました。



(平成22年8月24日)

◆ 青年部・女性部主催 体験農園「米ニュケーション田」開催

東五位小学校において、「米ニュケーション田」が開催されました。

体験農園の稲刈を行い、たわわに実ったコシヒカリを5年生の児童42名が収穫しました。



(平成22年 9月18日)

◆ TPP交渉参加反対に関する 研修会の開催

山田参議院議員と全国農業協同組合中央会の小林寛史次長を招き、TPP交渉の情勢および課題について説明を受けました。

参加者はTPP交渉による農業の危機を認識し、交渉参加に対し、断固反対する決意を確認しました。



(平成23年 2月18日)

◆ 平成22年度における事業の経過

平成22年 3月 青年部・女性部・フレッシュミセス総会
高岡市農協野菜出荷組合総会
JA高岡農業者大会

4月 JA高岡営農組織協議会総会

5月 第47回通常総代会

6月 青年部・女性部・フレッシュミセス合同グランドゴルフ大会

7月 家の光愛読者のつどい・協同大学公開講座

8月 夏休み子ども村
新任総代セミナー

9月 元気な土づくり研修大会

10月 フレッシュミズ全国大会

11月 組合員と語る夕べ
食と農ふれあいフェア

12月 直売所年末感謝祭

平成23年 1月 JA全国女性大会

2月 JA全国青年大会

TPP交渉反対研修会



(平成22年 8月11日・12日)

農業振興活動と地域貢献情報

◆ 協同組合の特性

当組合は、高岡市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

◆ 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

- ・生産履歴記帳運動
- ・農薬の安全使用遵守の周知徹底
- ・学校給食への地場野菜の安定供給

◆ 担い手・地産地消・食育への取り組み

- ・農産物の安定生産と安全志向への対応
- ・JA農産物直売所による地産地消促進
- ・農業祭の開催
- ・集落営農組織等の育成と経営指導による体質強化
- ・学校農園を通じての農業体験

◆ 地域からの資金調達の状況

組合員をはじめ地域の皆さまからお預かりした貯金の残高は、158,301百万円（うち定期積金の残高は7,394百万円）となっております。

資格別の貯金・定期積金の残高の内訳は次のとおりです。

(単位：百万円)		
組 合 員 等		127,118
そ の 他		31,182
合 計		158,301

◆ 地域への資金供給の状況

(1) 貸出金残高

組合員をはじめ地域の皆さまへの貸出金残高は、30,996百万円となっております。JAは地域金融機関として、地域社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献することを使命と考え、農業資金、事業資金や個人向けのご融資に積極的に対応してまいりました。

資格別の貸出金残高の内訳は次のとおりです。

(単位：百万円)

組 合 員 等	19,264
地 方 公 共 団 体	7,000
地 方 公 社 等	1,472
金 融 機 関	2,427
そ の 他	832
合 計	30,996

(2) 制度融資取扱状況

農業制度資金とは、農業経営に必要な資金を低利で利用できる融資制度です。

農業制度資金には大きく分けて、国や地方公共団体が、①JA等民間金融機関の資金を原資とする貸し付けに利子補給などを行うもの、②財政資金を直接貸し付けるもの、③財政融資資金などを原資とするものの3タイプがあります。

◆ 文化的・社会的貢献に関する事項（地域とのつながり）

(1) 文化的・社会的貢献に関する事項

- 地産地消を基本とした消費者・次世代との交流
- 学校給食への地元農産物の提供に係る支援
- 協同大学の開講、子ども農業体験教室の開催、夏休み子ども村の開催
- 健康管理活動（日帰りドック）の促進
- 高齢者福祉活動への取組み
- 各種ボランティア活動への参加
- 税務相談会の開催

(2) 利用者ネットワーク化への取り組み

- 年金友の会
- 都市部会連絡協議会

(3) 情報提供活動

- 広報誌「t-jan」の発行
- JAコミュニティー誌の発行
- 総代会のご報告の発行
- ディスクロージャー誌の発行



広報誌「t-jan」



JAコミュニティー誌「farming」

リスク管理の状況

◆ リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

①信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当組合では、これらのリスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMへの取組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当組合では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、その有効性について自主検査等を実施するとともに内部監査の対象とし、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握してリスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

◆ 法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス推進委員会を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

当組合のコンプライアンスにかかる基本方針

1. 当組合の社会的責任と公共的使命の認識

当組合のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。

2. 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を生かしてニーズに適した質の高いサービスの提供を通して、組合員・利用者および地域社会の発展に寄与する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

4. 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。

5. 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

◆ 金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

・信用事業

金融共済部（電話：0766-26-7417（月～金 午前8時30分～午後5時）祝祭日を除く）

・共済事業

共 済 課（電話：0766-26-7425（月～金 午前8時30分～午後5時）祝祭日を除く）

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

富山県弁護士会 紛争解決センター

①の窓口または富山県 J A バンク相談所（電話：076-445-2017）にお申し出ください。

・ 共済事業

(社)日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

(財)自賠責保険・共済紛争処理機構（電話：本部03-5296-5031）

(財)日弁連交通事故相談センター（電話：本部03-3581-4724）

(財)交通事故紛争処理センター（電話：東京本部03-3346-1756）

最寄りの連絡先については、上記または①の窓口にお問い合わせ下さい。

◆ 反社会的勢力への対応に関する基本方針

当 J A は、公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するため、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、断固とした姿勢で臨みます。

反社会的勢力への対応に関する基本方針

高岡市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

（反社会的勢力との決別）

- 1 当組合は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

- 2 当組合は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

- 3 当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

◆ 利用者保護等管理方針

当 J A は、利用者等の正当な利益の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っています。

J A バンク利用者保護等管理方針

高岡市農業協同組合（以下「当 J A」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行って

いく。

- 1 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
- 4 当JAが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
- 5 当JAとの取引に伴い、当JAの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

◆ 金融円滑化管理方針

当JAは、農業専門金融機関・地域金融機関として、健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していることは最も重要な役割の一つと位置づけ、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、次のような方針を定め、取り組んでいます。

金融円滑化にかかる基本方針

高岡市農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取り組んでいます。

1. 当組合は、お客様からのお借入の申込みや、既にお借入いただいている資金について貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様の特性および事業の状況を勘案しつつ、できるだけ柔軟に対応するよう努めます。
2. 当組合は、事業を営むお客様からの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客様の経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めます。また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めます。
3. 当組合は、お客様からお借入の申込みや、既にお借入いただいている資金について貸付条件の変更等のご相談・申込みがあった場合には、お客様の状況等をきめ細かく確認させていただくとともに、真摯かつ丁寧に対応いたします。また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当組合は、お客様からのお借入の申込みや、既にお借入いただいている資金について貸付条件の変更等のご相談・申込みに対する問い合わせ、ご相談、ご要望および苦情については、公正・迅速・

誠実に対応し、お客様の理解と信頼が得られるよう努めます。

5. 中小企業者等金融円滑化法への対応

- (1) 農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用のお客様からのお借入の申込みや、既にお借入いただいている資金について貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様の特性および事業の状況を勘案しつつ、できるだけ柔軟に対応するよう努めます。
- (2) 当組合は、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めます。また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6. 当組合は、お客様からの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう必要な体制を整備いたしております。

(1) コンプライアンス委員会の設置

組合長以下、常勤理事、部長を構成員とし、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

(2) 金融円滑化管理担当者の設置

信用事業担当理事を金融円滑化管理責任者とし、また各支店に金融円滑化管理担当者を配置し、本支店が連携して金融円滑化に取り組んでまいります。

(3) 金融円滑化管理責任部署の設置

本店融資課を金融円滑化管理責任部署とし、金融円滑化管理責任者の指示を受け組合全体の対応状況について把握し、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

(4) 苦情・相談窓口の設置

本店融資課および各支店にお客様からの円滑化にかかる「苦情・相談窓口」を設置します。

7. 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◆ 個人情報保護方針

役職員が、組合員・利用者等皆さまの個人情報を正しく取り扱うための個人情報保護方針、セキュリティ基本方針を定め、その遵守により信頼性の確保に努めています。

個人情報保護方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、法第2条第1項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

2. 当組合は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内でのみ個人情報を取扱います。
ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。
3. 当組合は、個人情報を取得する際、適正な手段で取得するものとし、利用目的を、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知または公表します。ただし、ご本人から書面で直接取得する場合には、あらかじめ明示します。
4. 当組合は、取扱う個人データを利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。
個人データとは、法第2条第4項が規定する、個人情報データベース等（法第2条第2項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。
5. 当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
6. 当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。
保有個人データとは、法第2条第5項に規定するデータをいいます。
7. 当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
8. 当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

情報セキュリティ基本方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◆ 金融商品の勧誘方針

役職員が金融商品を販売するうえで留意すべき事項および実務上の対応における基本事項を定め、適切性の確保と信頼性の向上に努めています。

金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただきますよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◆ 苦情受付窓口

当組合では、お客様に満足していただけますように日頃より心がけていますが、当組合の業務活動においてご不満を感じた場合には、下記の窓口にて苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申出ください。

当組合は、より一層の「安心」と「信頼」をお届けするために、お客様の声を誠実に受け止めます。

苦情受付窓口

総務部総務課 **電話番号／0766－26－7411**
受付時間／月～金曜日（祝祭日を除く）
午前 8 時30分～午後 5 時

◆ 内部監査体制等

当組合では、内部監査部門を（被監査部門から独立して）設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとされていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

監事監査および内部監査の実施状況は次のとおりです。

○ 監査実施状況

（単位：人日）

監 査 期 間	監 査 内 容 等	監 査 従 事 人 数		
		監 事	職 員	計
〔監事監査〕				
H22.3/12～3/29	平成21年度決算監査（全部門）	42		42
H22.7/22～7/29	平成22年度随時監査	10		10
H22.9/13～9/29	平成22年度上半期末監査（全部門）	42		42
〔内部監査〕				
H22.5/11～H22.12/14	平成22年度内部監査（通告）（全部門）		94	94
H22.4/21～H22.8/24	平成22年度内部監査（無通告）		10	10
H23.1/14	米穀共同計算内部監査		2	2
監 査 延 べ 人 数		94	106	200

自己資本の状況

◆ 自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成23年2月末における自己資本比率は、16.41%となりました。

◆ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額 2,496百万円（前年度2,488百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

組合員(組織)・役員・機構図等

1. 組合員数

(単位：人、団体)

区 分	21年度	22年度	増 減
正 組 合 員	7,057	7,084	27
個 人	7,039	7,065	26
法 人	18	19	1
准 組 合 員	8,828	8,824	△ 4
個 人	8,468	8,458	△ 10
そ の 他 の 団 体	360	366	6
合 計	15,885	15,908	23

2. 組合員組織の状況

組 織 名	構成員数	組 織 名	構成員数
総 代 連 絡 協 議 会	24名	J A 高岡地場農産物直売運営委員会	757名
生 産 組 合	280組織	チューリップ球根組合	16名
年 金 友 の 会	8,421名	チューリップ切花生産者部会	12名
都 市 部 会 連 絡 協 議 会	455名	菜 種 生 産 者 協 議 会	15名
青 年 部	752名	高 岡 市 集 団 酪 農 生 産 組 合	16名
女 性 部	2,892名	戸 出 町 農 業 者 会 議	53名
フ レ ッ シ ュ ミ セ ス	301名	中 田 受 託 者 協 議 会	31名
J A 高 岡 営 農 組 織 協 議 会	44組織		
高 岡 市 農 協 野 菜 出 荷 組 合	144名		
高 岡 市 野 菜 コ ン テ ナ 利 用 組 合	47名		

3. 役員一覧

(平成23年2月末現在)

役 職 名	氏 名
代表理事組合長	穴 田 甚 朗
常 務 理 事	高 田 正 美
常 務 理 事	黒 田 晶 孝
理 事	宮 崎 勝 靖
理 事	坪 田 文 雄
理 事	寺 井 哲 夫
理 事	高 田 紘 一
理 事	木 原 正 司
理 事	竹 澤 甚 一
理 事	二 谷 忠 昭
理 事	定 田 信 正
理 事	土 肥 俊 夫
理 事	中 山 俊 夫
理 事	飯 沼 清 文
理 事	向 栄 一 朗
理 事	本 間 和 司
理 事	三 屋 勉

役 職 名	氏 名
理 事	島 慶 一
理 事	寺 下 美智代
理 事	河 合 善 吾
理 事	米 澤 陽 子
理 事	竹 内 茂 樹
理 事	長 井 長 平
理 事	宮 本 秋 二
理 事	川 原 豊
理 事	萩 原 清
理 事	加須栄 徹 朗
代 表 監 事	吉 田 敦 好
常 勤 監 事	茅 原 伸 雄
監 事	伊 東 正 明
監 事	柿 田 友 夫
監 事(員外)	高 木 達 郎
監 事	高 畑 仁 重

(平成23年4月1日現在)



該当ありません。

高岡市全域

事業のご案内

信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、J A・農林中金という2段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

◆ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただけます。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

【主な貯金商品】

種 類	し く み と 特 徴	お預入期間	お預入金額
普 通 貯 金 (総 合 口 座)	いつでも預入・引出ができます。公共料金の自動引落や、給与・年金・配当金などの自動受取、公共料金・クレジット・税金などの自動支払に便利です。 定期貯金などを担保に、総合口座を組合せれば担保に応じて自動融資を受けることができます。	出し入れ自由	1円以上
貯 蓄 貯 金	お預け入れ残高に応じて、4段階の金利が設定されているため、普通貯金より高利回りで運用できます。ただし、給与・年金等の自動受け取りや、公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。	出し入れ自由	1円以上
当 座 貯 金	お支払いには、安全で便利な小切手・手形をお使いいただく貯金です。事業用の口座としてご利用いただくと便利です。	出し入れ自由	1円以上
ス ー パ ー 定 期	いくらからでもお預け入れできます。余裕資金を有利に運用します。(3年・4年・5年ものは、半年複利も選択できます。)	1ヶ月以上 5年以内	1円以上
大 口 定 期	1,000万円以上の大口資金の運用に有利な商品です。	1ヶ月以上 5年以内	1,000万円以上
期 日 指 定 定 期 貯 金	お利息が1年複利で計算される定期貯金です。お預け入れから1年たてば1ヶ月前のご通知でいつでも満期日を指定できますし、元金(1万円以上)の一部引き出しもできます。	最長3年	1円以上
変 動 金 利 型 定 期 貯 金	市場金利に応じて6ヶ月ごとに金利が変更となる定期貯金です。半年ごとの複利計算も選択できます。	最長3年	100円以上
決 済 用 貯 金 (普 通 貯 金)	利息はつきません。個人のものは総合口座による貸越ができます。貯金保護制度により全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上
定 期 積 金	毎月のお積立で生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	6ヶ月以上 5年以内	1回100円以上
財 形 貯 金	一般財形貯金 お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引きによる積立となります。	3年以上	1,000円以上
	財形年金貯金 退職後の生活に備えた資金づくりに最適です。在職中に積立を行い、60才以降に年金としてお受け取りできます。また、住宅財形と合せて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1回1,000円以上
	住宅財形貯金 マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、年金財形と合せて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1回1,000円以上

※商品については約款の内容などをご確認いただき、不明な点は店頭窓口もしくは渉外担当者までお問い合わせください。

◆ 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等をご融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

【主な貸出商品】

種 類	内 容
住 宅 ロ ー ン	マイホームの新築・増改築・住宅・土地の購入・他金融機関借入の住宅資金の借換にご利用いただけます。
リフォームローン	リフォームにもJAのローンをお役立ていただけます。増改築や改修・補修や外装の工事などにご利用いただけます。
マイカーローン	新車や中古車・バイクの購入をはじめ、修理・車検費用・車庫など、カーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。
教 育 ロ ー ン	高校、高専、短大、大学、専修学校等に就学予定のお子さんの入学金や家賃・授業料などの学費にご利用いただけます。 なお、在学中の方でもご利用いただけます。
クローバローン	結婚、旅行など生活に関するさまざまな用途にご利用いただけます。
カ ー ド ロ ー ン	あらかじめ決めておいた借入枠の範囲内なら、いつでも何回でも繰り返しご利用いただけます。 カード1枚で、当JAの各支店をはじめ、全国の提携金融機関や郵便局のATMでご利用いただけます。
農 業 設 備 資 金	各種農機具（中古農機含む）の購入、点検、修理をはじめ格納庫建設、パイプハウス等の資材購入・建設資金などにもご利用いただけます。
アグリエース資金	農業経営に必要な短期運転資金としてご利用いただけます。

※その他にも皆さまの暮らしや農業者・事業者の方々に必要な資金を融資しております。店頭窓口もしくは渉外担当者までお問い合わせください。

◆ 為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◆ その他の業務及びサービス

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債の窓口販売の取り扱い、国債の保護預かり、全国のJAでの貯金のお出し入れや銀行、信用金庫などでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

【主なその他のサービス】

種 類	内 容
JAキャッシュサービス	カード1枚で、当JAの各支店をはじめ、全国の提携金融機関やゆうちょ銀行のATMでご利用いただけます。
給 与 振 込 サ ー ビ ス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれ、キャッシュカードにより必要な時にお引出ができます。
各種自動受取サービス	国民年金、厚生年金等公的年金や配当金などがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれます。お受取の手間が省け、期日忘れのご心配がなくなります。
各種自動支払サービス	電気料、水道料、NHK放送受信料、電話料などの各種公共料金のほか、JAカード利用代金、税金などをお客様のご指定いただいた貯金口座から自動的にお支払いいたしますので、払い込み等の煩わしさが解消します。
自 動 送 金 サ ー ビ ス	毎月決まった日に、決まった金額を、決まった振込先に自動的に振り込みます。お子様への仕送りや家賃、駐車料金などの振込に大変便利です。
自 動 集 金 サ ー ビ ス	定期的にご集金の販売代金、賃貸料、会費などを支払人の貯金口座から引き落としとして、お客様のご指定いただいた貯金口座へ自動的にご入金いたします。集金事務の合理化にお役立てください。
J A カ ー ド (ク レ ジ ッ ト カ ー ド)	このカード1枚で国内はもとより海外でもお買い物、ご旅行、お食事などお客様のサインひとつでご利用になれます。また、急にお金が入用なときにはキャッシングサービスもご利用いただけます。
デビットカードサービス	「J・Debit」ジェイデビットのマークのある加盟店なら全国どこでも、当JAのキャッシュカードでお買い物などの代金支払いができます。

※当JAのATMを利用して、簡単な操作で振込がご利用いただけます。

【主な手数料】

※ 各手数料（平成23年4月1日現在）には、消費税等（5%）が含まれています。また、個々の取引内容により手数料が異なる場合や新たに付加される場合があります。

○ 内国為替の取扱手数料

種 類			系統金融機関あて	他金融機関あて
送金手数料	普 通 扱 い	1件につき	630円	630円
振込手数料	文 書 扱 い	3万円未満1件につき	420円	420円
		3万円以上1件につき	630円	630円
	電 信 扱 い	3万円未満1件につき	525円	525円
		3万円以上1件につき	735円	735円
	A T M 扱 い	1万円未満1件につき	105円	210円
		1万円以上3万円未満1件につき	210円	262円
		3万円以上1件につき	315円	420円
	インターネット バンキング扱い	1万円未満1件につき	105円	210円
		1万円以上3万円未満1件につき	210円	262円
		3万円以上1件につき	315円	420円

※系統金融機関とは、県内JA・県外JA・県外信連・農林中央金庫・漁協・信漁連です。

○ 手形・小切手取立手数料等

種 類			手数料
代 金 取 立	普 通 扱 い	1 通につき	630円
	至 急 扱 い	1 通につき	840円
そ の 他	送金・振込の組戻料	1 通につき	630円
	取立手形の組戻料	1 通につき	630円
	不渡手形の返却料	1 通につき	630円
	取立手形店頭呈示料	1 通につき	630円 (ただし、630円を超える経費を要する場合は、その実費)

○ 手形・小切手発行手数料

種 類	手数料
小 切 手 帳	1 冊50枚綴り 840円
約 束 手 形	1 冊50枚綴り 1,050円
自己宛小切手	1 枚 に つ き 525円

○ 保護預り口座兼振替決済口座管理手数料

種 類	手数料
保護預り口座兼振替決済口座管理手数料	無 料

○ 硬貨取扱手数料

手 数 料	両替金受入枚数
	300枚以上 1 回につき
	210円

○ その他の手数料

種 類	手数料
貯 金 残 高 明 細 書	210円
取 引 履 歴 明 細 書	525円
通 帳 ・ 証 書 再 発 行	525円
I C キャッシュカードの発行・更新	無 料
I C キャッシュカードの再発行	1,050円
J A カード（一体型）の発行・更新	無 料
J A カード（一体型）の再発行	525円
J A ネットバンク基本利用手数料	無 料

○ A T M利用手数料（1回当たり）

ご利用日	ご利用時間	JA県内ネット (出金・入金)	JA全国ネット (出金・入金)	J F マリンバンク (出 金)	三菱東京UFJ銀行 (出 金)	セブン銀行 (出金・入金)	ゆうちょ銀行 (出金・入金)	他行ネット ※三菱東京UFJ 銀行除く (出 金)
平 日	8:00～8:45	無 料	無 料	無 料	105円	105円	105円	210円
	8:45～18:00				無 料	無 料	無 料	105円
	18:00～21:00				105円	105円	105円	210円
土 曜	8:45～9:00	無 料	無 料	無 料	105円	無 料 105円	105円	105円 210円
	9:00～14:00							
	14:00～17:00							
日曜・ 祝 日	8:45～9:00	無 料	無 料	無 料	105円	105円	105円	210円
	9:00～17:00							

※日曜・祝日については、一部のA T Mでご利用いただけません。（詳しくは、店頭へお問い合わせください。）

※セブン銀行・ゆうちょ銀行の出金・入金手数料は、当J Aのキャッシュカードにより、セブン銀行・ゆうちょ銀行A T Mで利用した場合の手数料です。

共済事業

J A 共済は、J A が行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまの生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A 共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

【主な共済商品一覧】

○ 主な長期共済（共済期間が5年以上の契約）

種 類	内 容
終 身 共 済	万一のときはもちろん、ニーズにあわせた特約により保障内容を自由に設計できる確かな生涯保障プランです。
定 期 生 命 共 済	万一のときを手頃な共済掛金で保障するプランです。農業の新たな担い手などの経営者の万一のときの保障と退職金などの資金形成ニーズに応えるプランもあります。
養 老 生 命 共 済	万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。
こ ど も 共 済	お子さまの入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。共済契約者（親）が万一のときは、満期まで毎年養育年金を受け取れるプランもあります。
医 療 共 済	病気やケガによる入院・手術を手厚く保障するプランです。ニーズにあわせて、「共済期間」、「1回の入院の支払限度日数」、「共済掛金の払込期間」などを選択できるほか、先進医療の保障を加えたり、がん保障を充実させることもできます。特約により一定期間の万一のときの保障を確保することもできます。
が ん 共 済	がんと闘うための安心を一生涯にわたって手厚く保障します。すべてのがんのほか、脳腫瘍も対象としています。
引受緩和型定期医療共済	通院中の方、病歴がある方など健康状態に不安がある方でも、簡単な告知でご加入できます。入院・手術を保障するプランです。共済期間の満了まで健康に過ごされたときは祝金が受け取れます。
建 物 更 生 共 済	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。
予定利率変動型年金共済	老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きでご加入できます。また、最低保障予定利率が設定されているので安心です。

○ 主な短期共済（共済期間が5年未満の契約）

種 類	内 容
火 災 共 済	住まいの火災損害を保障します。
自 動 車 共 済	相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族のための損害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。
自 賠 責 共 済	法律ですべての自動車に加入が義務づけられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。
傷 害 共 済	日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障します。
賠 償 責 任 共 済	日常生活・業務中に生じた損害賠償責任などを保障します。

購買事業

組合員をはじめ地域の皆さまに、農業用から家庭園芸用までの肥料や農薬などの生産資材や農業機械、自動車、ガソリン・灯油等の販売も行なっています。

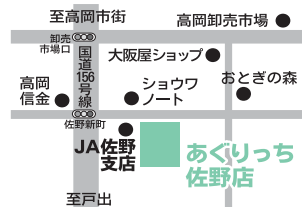
また、越中高岡万葉米をはじめとしたお米や食料品、日用雑貨等の販売も行っています。

地場農産物直売振興事業

地域の皆さまが丹精こめて育てた野菜・切花・果物などをJA高岡の5ヶ所の直売所で販売しています。直売所のほかに県内のスーパーへ高岡産農産物が届けられ販売されています。

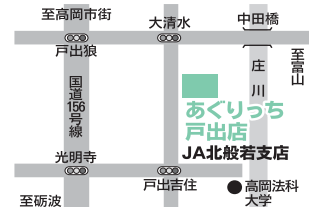
【主な農産物直売所一覧】

○あぐりっち佐野店



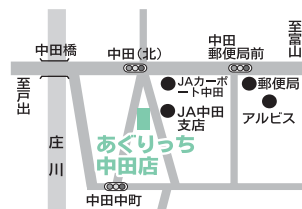
所在地 / 高岡市佐野1416（佐野支店横）
営業日・時間 / 年中無休（年末年始を除く）
8：30 ～ 17：00

○あぐりっち戸出店



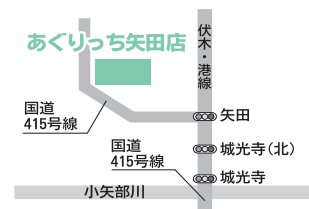
所在地 / 高岡市戸出吉住663（北般若支店前）
営業日・時間 / 年中無休（年末年始を除く）
9：00 ～ 17：30

○あぐりっち中田店



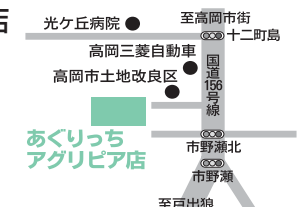
所在地 / 高岡市中田1271（中田支店前）
営業日・時間 / 4月～12月（1月～3月は休業）
9：00 ～ 13：00

○あぐりっち矢田店



所在地 / 高岡市伏木矢田4-26（旧矢田支店）
営業日・時間 / 年中無休（年末年始を除く）
9：00 ～ 12：00

○あぐりっちアグリピア店



所在地 / 高岡市西藤平蔵234
営業日・時間 / 年中無休（年末年始を除く）
9：00 ～ 16：30

福祉・介護保険事業

福祉事業センター「もえぎの里」で、訪問介護、居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護、通所介護、認知症対応型通所介護、福祉用具事業を行なっています。介護相談には専門家が応じますので、安心してご利用いただけるよう努めています。

相談事業

組合員・利用者の皆さまを対象とした税務・年金などの相談業務を行なっています。指導・相談業務は、担当職員のほか、専門家による相談も実施しています。

【系統セーフティーネット（貯金者保護の取り組み）】

当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフティーネットで守られています。

◆「ＪＡバンクシステム」の仕組み

ＪＡバンクは、全国のＪＡ・信連・農林中央金庫（ＪＡバンク会員）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、ＪＡバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「ＪＡバンクシステム」を運営しています。

「ＪＡバンクシステム」は「破綻未然防止システム」と「一体的事業推進」を２つの柱としています。

◆「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。ＪＡバンク法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）に基づき、「ＪＡバンク基本方針」を定め、ＪＡの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいＪＡバンク独自の自主ルール基準（達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など）を設定しています。

また、ＪＡバンク全体で個々のＪＡの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

◆「一体的な事業推進」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業推進の取り組みをしています。

◆ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	21 年 度	22 年 度		21 年 度	22 年 度
1. 信用事業資産	156,829,568	159,004,867	1. 信用事業負債	157,628,397	159,400,765
(1) 現金	474,902	532,085	(1) 貯 金	156,835,679	158,301,232
(2) 預 金	111,380,081	116,198,547	(2) 借 入 金	102,175	86,552
系 統 預 金	111,379,032	116,197,358	(3) その他の信用事業負債	690,542	1,012,980
系 統 外 預 金	1,048	1,189	未 払 費 用	325,442	265,540
(3) 有 価 証 券	12,228,642	10,495,854	そ の 他 の 負 債	365,099	747,440
国 債	1,885,750	1,763,300	2. 共済事業負債	808,288	700,051
地 方 債	250,226	247,509	(1) 共 済 借 入 金	21,178	26,466
金 融 債	7,241,601	6,277,698	(2) 共 済 資 金	383,756	296,811
社 債	2,696,442	2,036,087	(3) 共 済 未 払 利 息	297	379
株 式	154,622	171,260	(4) 未経過共済付加収入	399,776	372,937
(4) 貸 出 金	31,849,488	30,996,976	(5) 共 済 未 払 費 用	2,021	2,015
(5) その他の信用事業資産	1,149,490	1,028,945	(6) その他の共済事業負債	1,259	1,441
未 収 収 益	246,293	173,116	3. 経済事業負債	570,115	1,433,321
そ の 他 の 資 産	903,196	855,828	(1) 経済事業未払金	184,536	271,810
(6) 貸倒引当金(控除)	△ 253,036	△ 247,541	(2) 経 済 受 託 債 務	382,586	1,158,265
2. 共済事業資産	21,475	26,846	(3) その他の経済事業負債	2,992	3,245
(1) 共 済 貸 付 金	21,178	26,466	4. 雑 負 債	186,532	219,339
(2) 共 済 未 収 利 息	297	379	(1) 未 払 法 人 税 等	110,000	128,000
3. 経済事業資産	1,795,388	2,395,142	(2) そ の 他 の 負 債	76,532	91,339
(1) 受 取 手 形	4,883	1,892	5. 諸 引 当 金	1,276,184	1,239,754
(2) 経済事業未収金	314,706	295,976	(1) 賞 与 引 当 金	76,808	74,583
(3) 経 済 受 託 債 権	1,097,426	1,682,518	(2) 退 職 給 付 引 当 金	1,171,190	1,142,105
(4) 棚 卸 資 産	354,574	385,545	(3) 役員退職慰労引当金	28,186	23,066
購 買 品	345,296	373,565	6. 再評価に係る繰延税金負債	805,851	799,394
その他の棚卸資産	9,277	11,979	負 債 の 部 合 計	161,275,369	163,792,626
(5) その他の経済事業資産	36,972	42,582	1. 組 合 員 資 本	7,741,360	7,971,135
(6) 貸倒引当金(控除)	△ 13,174	△ 13,373	(1) 出 資 金	2,488,607	2,496,138
4. 雑 資 産	101,474	100,512	(2) 資 本 準 備 金	13,181	13,181
(1) 雑 資 産	101,587	100,614	(3) 利 益 剰 余 金	5,245,506	5,465,498
(2) 貸倒引当金(控除)	△ 113	△ 101	利 益 準 備 金	2,239,064	2,389,064
5. 固 定 資 産	5,154,455	5,021,960	そ の 他 利 益 準 備 金	3,006,442	3,076,434
(1) 有 形 固 定 資 産	5,138,056	5,012,443	補助施設再取得目的積立金	324,725	324,725
建 物	4,036,310	4,061,206	リスク管理目的積立金	910,000	960,000
機 械 装 置	1,310,513	1,337,948	特 別 積 立 金	1,305,928	1,355,928
土 地	3,542,914	3,524,678	当期末処分剰余金	465,788	435,781
建 設 仮 勘 定	—	1,453	(うち当期剰余金)	(293,400)	(305,251)
その他の有形固定資産	992,108	937,455	(4) 処 分 未 済 持 分	△ 5,935	△ 3,683
減価償却累計額(控除)	△ 4,743,790	△ 4,850,299	2. 評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,589,220	1,511,671
(2) 無 形 固 定 資 産	16,399	9,517	(1) その他有価証券評価差額金	187,513	124,337
6. 外 部 出 資	6,408,593	6,408,593	(2) 土地再評価差額金	1,401,706	1,387,333
(1) 外 部 出 資	6,408,593	6,408,593			
系 統 出 資	6,204,413	6,204,413			
系 統 外 出 資	179,380	179,380			
子会社等出資等	24,800	24,800			
7. 繰 延 税 金 資 産	294,993	317,511	純 資 産 の 部 合 計	9,330,581	9,482,807
資 産 の 部 合 計	170,605,950	173,275,434	負債及び純資産の部合計	170,605,950	173,275,434

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	21 年 度	22 年 度		21 年 度	22 年 度
1. 事業総利益	3,179,649	3,091,469	(1) 加工・利用事業収益	285,747	298,436
(1) 信用事業収益	2,034,979	1,792,822	(2) 加工・利用事業費用	188,034	206,099
資金運用収益	1,944,883	1,703,747	加工・利用事業総利益	97,713	92,337
(うち預金利息)	(1,154,542)	(960,683)	(3) 宅地等供給事業収益	3,772	504
(うち有価証券利息)	(164,263)	(144,859)	(4) 宅地等供給事業費用	4,963	1,707
(うち貸出金利息)	(626,074)	(598,197)	宅地等供給事業総利益	△ 1,190	△ 1,202
(うちその他受入利息)	(3)	(7)	(5) 福祉・介護保険事業収益	192,976	229,582
役務取引等収益	48,705	51,633	(6) 福祉・介護保険事業費用	69,027	80,184
その他事業直接収益	23,742	24,230	福祉・介護保険事業総利益	123,948	149,397
その他経常収益	17,647	13,210	(7) その他事業収益	129,811	133,770
(2) 信用事業費用	634,300	441,960	(8) その他事業費用	95,608	98,239
資金調達費用	410,924	252,081	その他事業総利益	34,202	35,530
(うち貯金利息)	(384,297)	(229,567)	(9) 指導事業収入	30,222	10,869
(うち給付補填金繰入)	(20,129)	(18,298)	(20) 指導事業支出	81,907	78,040
(うち借入金利息)	(2,713)	(2,325)	指導事業収支差額	△ 51,685	△ 67,171
(うちその他支払利息)	(3,783)	(1,889)	2. 事業管理費	2,764,080	2,701,701
役務取引等費用	10,777	11,112	(1) 人件費	1,945,587	1,962,528
その他事業直接費用	436	—	(2) 業務費	304,453	290,173
その他経常費用	212,162	178,767	(3) 諸税負担金	75,769	77,885
(うち貸倒引当金繰入額)	(40,505)	(—)	(4) 施設費	429,637	361,947
(うち貸出金償却)	(2,636)	(—)	(5) その他事業管理費	8,633	9,165
信用事業総利益	1,400,679	1,350,862	事業利益	415,569	389,768
(3) 共済事業収益	845,976	817,358	3. 事業外収益	53,059	55,848
共済付加収入	810,005	787,590	(1) 受取出資配当金	10,235	10,235
共済貸付金利息	592	711	(2) 賃貸料	21,422	21,313
その他の収益	35,377	29,056	(3) 雑収入	21,401	24,300
(4) 共済事業費用	23,674	24,070	4. 事業外費用	8,483	7,399
共済借入金利息	592	711	(1) 寄付金	1,314	1,060
共済推進費	12,249	9,831	(2) 雑損失	7,168	6,338
共済保全費	1,508	1,416	経常利益	460,145	438,217
その他の費用	9,323	12,110	5. 特別利益	169,486	15,282
共済事業総利益	822,302	793,288	(1) 固定資産処分益	—	6
(5) 購買事業収益	3,634,609	3,677,690	(2) 一般補助金	121,607	1,840
購買品供給高	3,483,666	3,524,799	(3) 貸倒引当金戻入益	8,872	6,202
修理サービス料	103,502	105,277	(4) 償却債権取立益	1,089	497
その他の収益	47,441	47,614	(5) 買換資産特別勘定戻入	37,641	—
(6) 購買事業費用	3,042,106	3,111,523	(6) 前期損益修正益	—	6,735
購買品供給原価	2,854,637	2,912,525	(7) その他の特別利益	276	—
購買品供給費	1,808	1,968	6. 特別損失	189,424	30,983
修理サービス費	5,486	9,693	(1) 固定資産処分損	7,790	8,878
その他の費用	180,173	187,336	(2) 固定資産圧縮損	159,248	1,840
(うち貸倒引当金繰入額)	(—)	(1,180)	(3) 減損損失	—	16,925
購買事業総利益	592,503	566,167	(4) ご愛顧謝恩券	17,586	1,015
(7) 販売事業収益	175,753	177,455	(5) その他の特別損失	4,800	2,323
販売手数料	150,431	155,673	税引前当期利益	440,206	422,516
その他の収益	25,321	21,781	7. 法人税・住民税及び事業税	112,314	130,312
(8) 販売事業費用	31,073	30,141	8. 過年度法人税等	△ 1,133	△ 12,455
販売費	262	621	9. 法人税等調整額	35,624	△ 591
その他の費用	30,811	29,519	当期剰余金	293,400	305,251
販売事業総利益	144,679	147,313	前期繰越剰余金	172,388	116,157
(9) 農業倉庫事業収益	46,894	55,872	土地再評価差額金取崩額	—	14,372
(10) 農業倉庫事業費用	30,397	30,926	当期末処分剰余金	465,788	435,781
農業倉庫事業総利益	16,496	24,946			

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	21 年 度	22 年 度		21 年 度	22 年 度
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー			(その他の資産及び負債の増減)		
税引前当期利益	440,206	422,516	その他の資産の純増減	△ 9,835	△ 4,636
減価償却費	230,676	202,884	その他の負債の純増減	△ 31,579	15,236
減損損失	—	16,926	未払消費税等の増減額	—	—
貸倒引当金の増加額	△ 1,796	△ 5,308	信用事業資金運用による収入	1,968,070	1,777,781
賞与引当金の増加額	△ 1,577	△ 2,225	信用事業資金調達による支出	△ 413,765	△ 310,191
退職給付引当金の増加額	△ 97,950	△ 29,085	共済貸付金利息による収入	538	629
その他引当金等の増加額	5,387	△ 5,120	共済借入金利息による支出	△ 538	△ 629
信用事業資金運用収益	△ 1,945,390	△ 1,704,701	事業の利用分量に対する配当金の支払額	—	△ 50,042
信用事業資金調達費用	410,924	252,081	小 計	△ 4,935,615	3,936,759
共済貸付金利息	△ 592	△ 711	雑利息及び出資配当金の受取額	10,232	10,235
共済借入金利息	592	711	雑利息の支払額	—	—
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 10,235	△ 10,235	法人税等の支払額	△ 54,181	△ 99,857
支払雑利息	—	—	事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,979,564	3,847,137
有価証券関係損益	△ 17,230	△ 23,277	2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産売却損益	7,790	8,872	有価証券の取得による支出	△ 2,426,201	△ 2,112,754
その他固定資産関係損益	37,641	—	有価証券の売却による収入	3,452,774	3,777,259
(信用事業活動による資産及び負債の増減)			有価証券の償還による収入	—	—
貸出金の純増減	△ 4,728,997	852,513	補助金等の受入による収入	117,737	1,840
預金の純増減	△ 3,595,000	500,000	固定資産の取得による支出	△ 205,805	△ 98,045
貯金の純増減	2,792,759	1,465,553	固定資産の売却による収入	△ 154,814	19
信用事業借入金の純増減	△ 16,120	△ 15,623	外部出資による支出	—	—
その他の信用事業資産の純増減	△ 181,782	47,368	外部出資の売却等による収入	—	—
その他の信用事業負債の純増減	△ 16,558	380,645	投資活動によるキャッシュ・フロー	783,690	1,568,319
(共済事業活動による資産及び負債の増減)			3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
共済貸付金の純増減	9	△ 5,288	設備借入れによる収入	—	—
共済借入金の純増減	△ 9	5,288	設備借入金の返済による支出	—	—
共済資金の純増減	△ 43,021	△ 86,945	出資の増額による収入	79,662	81,308
未経過共済付加収入の純増減	△ 27,104	△ 26,838	出資の払戻しによる支出	△ 80,673	△ 73,777
(経済事業活動による資産及び負債の増減)			回転出資金の受入による収入	—	—
受取手形及び経済事業未収金の純増減	2,337	21,721	持分の譲渡による収入	6,564	5,935
経済受託債権の純増減	261,472	△ 585,092	持分の取得による支出	△ 5,935	△ 3,683
棚卸資産の純増減	48,867	△ 30,971	出資配当金の支払額	△ 49,519	△ 49,590
支払手形及び経済事業未払金の純増減	16,749	87,274	少数株主への配当金支払額	—	—
経済受託債務の純増減	△ 20,552	775,679	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 49,901	△ 39,807
			4. 現金及び現金同等物の増加額(減少額)	△ 4,245,774	5,375,649
			5. 現金及び現金同等物の期首残高	5,600,758	1,354,983
			6. 現金及び現金同等物の期末残高	1,354,983	6,730,632

4. 注 記 表

(平成21年度)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

有価証券の評価基準及び評価方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成11年1月22日企業会計審議会)に基づき、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。

(1) 満期保有目的の債券：当組合では、期末において満期保有目的の有価証券を保有していませんが、満期保有目的の債券については、以下によると定めています。

・償却原価法(定額法)

(2) 子会社株式等：移動平均法による取得原価法

(3) その他有価証券

① 時価のあるもの：期末日の市場価額に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

② 時価のないもの：移動平均法による取得原価法

*なお、取得価額と債券金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っています。

② 棚卸資産

○購買品

農機具・自動車の一部・・・・・・個別法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

上記以外の購買品・・・・・・最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

○その他の棚卸資産・・・・・・最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

(会計方針の変更)

当期より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用しています。

なお、この変更による当期の損益に与える影響は軽微であります。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しています。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

(追加情報)

法人税法の改正に伴い、機械装置等については当期より改正後の耐用年数を適用しています。

この結果、従来の方法によった場合と比較して、事業利益、経常利益および税引前当期利益は、それぞれ5,306千円減少しています。

② 無形固定資産：定額法を採用しています。

自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権、それと同等の状況にある債務者に係る債権及び現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

上記以外の債権については、貸倒実績率で算定した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。

この基準に基づき、当期は租税特別措置法第57条の10により算定した金額に基づき計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

賞与引当金は、職員賞与の支給に備えるため、次期支給の賞与見積額のうち当期に属する期間対応分を計上しています。

なお、賞与引当金に対応する社会保険料負担額を未払費用として人件費に計上しております。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、当組合は職員数300人未満の小規模企業等に該当するため、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号平成11年9月14日)により簡便法を採用しています。

④ 役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) リース取引の処理方法

① 借 手

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、前期末以前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

今期取引を開始したものについて、売買処理により行っているものではありません。

② 貸 手

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、前期末以前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

今期取引を開始したものについて、売買処理（リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法）により行っています。

(会計方針の変更)

当期より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)を適用しています。

なお、この変更による当期の損益に与える影響はありません。

(5) 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(6) 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合の圧縮記帳額

土地収用法を受けて、また国庫補助金の受領により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は3,738,870千円（うち当期圧縮記帳額 155,378千円）であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 1,920,643千円（うち当期圧縮記帳額 86,731千円）、機械及び装置 1,731,557千円（うち当期圧縮記帳額 41,897千円）、その他の償却資産 29,208千円（うち当期圧縮記帳額 18,442千円）、土地 57,460千円（うち当期圧縮記帳額 8,307千円）

(2) リース資産により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、県業務端末機28セット、J A S T E M端末機（信用窓口端末機）33セット、A T M（現金自動取引機）22台及び車両161台（前期末以前契約締結のもの）については、リース契約により使用しております。

（追加情報）

① 会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引（借手）

リース物件の所有権が当組合に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（前期末以前契約締結のもの）は、下記の通りです。

ア. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

（単位：千円）

	機械及び装置	車両運搬具	工具器具備品	その他	合 計
取 得 価 額 相 当 額	36,969	11,809	41,227	—	90,007
減価償却累計額相当額	22,362	5,754	34,375	—	62,492
期 末 残 高 相 当 額	14,607	6,055	6,851	—	27,514

イ. 未経過リース料期末残高相当額

（単位：千円）

	1年以内	1年超	合 計
未経過リース料期末残高相当額	9,577	20,547	30,125

ウ. 当期の支払リース料、減価償却費及び支払利息相当額

（単位：千円）

支 払 リ ー ス 料	14,209
減 価 償 却 費 相 当 額	11,681
支 払 利 息 相 当 額	2,503

エ. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっています。

オ. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっています。

(3) 担保に供されている資産

以下の資産は、為替取引の担保に供しております。

預金 5,000,000千円

(4) 子会社等に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権 75,842千円

金銭債務 175,584千円

- (5) 役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額
該当する金銭債権・金銭債務はありません。

- (6) 信用事業を行う J A に要求される注記

① 貸出金のうち、リスク管理債権等

貸出金のうち、破綻先債権額は 59,444千円、延滞債権額は289,674千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 40,583千円です。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 132,109千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は521,812千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

② 土地再評価の方法、差額等

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っており、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- ・ 再評価を行った年月日：平成13年2月28日
- ・ 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令第2条第3号及び第4号に定める「当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算定する方法」又は「当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額（路線価）に合理的な調整を行って算定する方法」

- ・ 同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額1,232,284千円

3. 損益計算書に関する注記

- (1) 子会社等との取引総額

① 子会社等との取引による収益総額	37,357千円
うち事業取引高	27,367千円
うち事業取引以外の取引高	9,989千円
② 子会社等との取引による費用総額	126,386千円
うち事業取引高	81,684千円
うち事業取引以外の取引高	44,701千円

- (2) 固定資産減損損失等

当組合は、一般資産については管理会計の単位としている支店・事業所を基本にグルーピングし、賃貸資産については施設単位でグルーピングしております。また、本店、農業関連施設、機械センターについては、独立したキャッ

シュ・フローは生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、J A全体の共用資産としております。

当期においては、上記の固定資産及び固定資産グループについて減損の兆候は認められないため、減損損失を計上していません。

4. 有価証券に関する注記

有価証券の時価、評価差額に関する事項は次の通りです。

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

当組合では、期末において満期保有目的の有価証券を保有していません。

(2) その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

種 類	取得原価又は 償 却 原 価	貸 借 対 照 表 計 上 額	評 価 差 額	額	
				うち益	うち損
国 債	1,808,880	1,885,750	76,870	76,870	—
地 方 債	245,768	250,226	4,458	4,458	—
政 府 保 証 債	—	—	—	—	—
金 融 債	7,099,627	7,241,601	141,973	141,973	—
社 債	2,653,206	2,696,442	43,235	43,235	—
株 式	149,401	154,622	5,220	7,604	2,383
受 益 証 券	—	—	—	—	—
合 計	11,956,883	12,228,642	271,759	274,142	2,383

上記の評価差額から繰延税金負債84,245千円を差し引いた額187,513千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(3) 売却した満期保有目的の債券

当組合では、当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(4) 売却したその他有価証券

当期中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	売 却 額	売 却 益	売 却 損
国 債	822,063	21,900	—
地 方 債	—	—	—
政 府 保 証 債	—	—	—
金 融 債	199,564	—	436
社 債	301,842	1,842	—
株 式	—	—	—
受 益 証 券	20,650	—	5,570
合 計	1,344,119	23,742	6,006

(5) 満期がある債券の内容

その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
国 債	200,991	871,817	736,071	—
地 方 債	—	245,768	—	—
政 府 保 証 債	—	—	—	—
金 融 債	799,627	6,300,000	—	—
社 債	651,913	1,901,292	100,000	—
そ の 他	—	—	—	—
合 計	1,652,532	9,318,878	836,071	—

5. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程等に基づき、退職一時金制度に加えて、全国農協役職員共済会との契約による退職給付制度を採用しています。

なお、退職給付に係る会計基準に基づく、当期における退職給付債務の内容等は次のとおりです。

① 退職給付債務及びその内訳

ア. 退職給付債務の額	1,851,127千円
イ. 年金資産の額	679,936千円
(うち農協職員退職給付金制度)	679,936千円)
ウ. 退職給付引当金の額 (アーイ)	1,171,190千円

② 退職給付費用の内訳

勤務費用の額	82,282千円
--------	----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 25,278千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成21年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は 431,534千円となっています。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金損金算入限度超過額	351,699千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	48,246千円
賞与引当金損金算入限度超過額	23,810千円
その他	19,748千円
繰延税金資産小計	443,504千円
評価性引当額	△ 64,265千円
繰延税金資産合計（A）	379,239千円
繰延税金負債	
有価証券評価に係る繰延税金負債	84,245千円
その他	－ 千円
繰延税金負債合計（B）	84,245千円
繰延税金資産の純額（A）－（B）	294,993千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳

法定実効税率	31.0%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.7%
住民税均等割等	0.5%
特別配当	△3.5%
その他	1.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.3%

7. その他の注記

(1) 劣後特約付貸出金

貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金2,427百万円が含まれています。

8. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

(1) 現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金となっています。

(平成22年度)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

有価証券の評価基準及び評価方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成11年1月22日企業会計審議会)に基づき、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。

(1) 満期保有目的の債券：当組合では、期末において満期保有目的の有価証券を保有していませんが、満期保有目的の債券については、以下によると定めています。

・償却原価法(定額法)

(2) 子会社株式等：移動平均法による取得原価法

(3) その他有価証券

① 時価のあるもの：期末日の市場価額に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

② 時価のないもの：移動平均法による取得原価法

*なお、取得価額と債券金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っています。

② 棚卸資産

○購買品

農機具・自動車の一部・・・・・・個別法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

上記以外の購買品・・・・・・最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

○その他の棚卸資産

原材料・仕掛品・・・・・・最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

上記以外の棚卸資産・・・・・・総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しています。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

② 無形固定資産：定額法を採用しています。

自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、債権額から当該キャッシュ・フローと担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

上記以外の債権については、貸倒実績率で算定した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。

この基準に基づき、当期は租税特別措置法第57条の10により算定した金額に基づき計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

賞与引当金は、職員賞与の支給に備えるため、次期支給の賞与見積額のうち当期に属する期間対応分を計上しています。

なお、賞与引当金に対応する社会保険料負担額を未払費用として人件費に計上しております。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、当組合は職員数300人未満の小規模企業等に該当するため、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号平成11年9月14日）により簡便法を採用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) リース取引の処理方法

① 借 手

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度（平成20年4月1日以後開始する事業年度）開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

今期取引を開始したものについては、売買処理により行っているものではありません。

② 貸 手

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、前期末会計基準適用初年度開始以前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

会計基準適用初年度以降に取引を開始したものについては、売買処理（リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法）により行っています。

(5) 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(6) 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) 表示方法の変更

「農業協同組合法施行規則」（平成17年農林水産省令第27号）別紙様式が「農業協同組合法施行規則等の一部を改正する省令」（平成22年3月17日付農林水産省令第18号）により改正され、平成22年3月17日から施行されたことに伴い、貸借対照表における固定資産の表示について、「有形固定資産」を改正後の内訳表示にしています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合の圧縮記帳額

土地収用法を受けて、また国庫補助金の受領により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は3,740,710千円（うち当期圧縮記帳額 1,840千円）であり、その内訳は、次のとおりです。

建 物	1,920,643千円（うち当期圧縮記帳額はありせん）
機 械 及 び 装 置	1,731,886千円（うち当期圧縮記帳額 329千円）
その他の償却資産	30,719千円（うち当期圧縮記帳額 1,511千円）
土 地	57,460千円（うち当期圧縮記帳額はありせん）

(2) リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、県業務端末機28セット、J A S T E M端末機（信用窓口端末機）35セット、A T M（現金自動取引機）23台及び車両158台（会計基準適用初年度（平成20年4月1日以後開始する事業年度）開始前契約締結のもの）については、リース契約により使用しています。

(3) 担保に供されている資産

預金 21,000,000千円は、為替取引及び相互援助預託金の担保に供しています。

(4) 子会社等に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権	70,842千円
金銭債務	177,035千円

(5) 役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

該当する金銭債権・金銭債務はありません。

(6) 信用事業を行う J A に要求される注記

① 貸出金のうち、リスク管理債権等

貸出金のうち、破綻先債権額は 59,183千円、延滞債権額は 239,193千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 46,190千円です。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 112,237千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 456,804千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

② 土地再評価の方法、差額等

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っており、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- ・ 再評価を行った年月日：平成13年2月28日
- ・ 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令第2条第3号及び第4号に定める「当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算定する方法」又は「当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額（路線価）に合理的な調整を行って算定する方法」

- ・ 同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 1,576,010千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引総額

① 子会社等との取引による収益総額	37,462千円
うち事業取引高	27,344千円
うち事業取引以外の取引高	10,117千円
② 子会社等との取引による費用総額	159,572千円
うち事業取引高	116,675千円
うち事業取引以外の取引高	42,897千円

(2) 固定資産減損損失等

当期において、以下の固定資産および固定資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
高岡市荒見崎	遊休	土地	旧荒見崎出張所跡地
高岡市戸出町 3 丁目	遊休	土地	旧本町支店跡地
高岡市伏木一宮	遊休	土地	伏木一宮倉庫
高岡市戸出西部金屋	遊休	土地	旧戸出町農協金屋事業所

当組合は、一般資産については管理会計の単位としている支店・事業所を基本にグルーピングし、賃貸資産については施設単位でグルーピングしております。また、本店、農業関連施設、農機センターについては、独立したキャッシュ・フローは生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、J A 全体の共用資産としております。

旧荒見崎出張所、旧本町支店、伏木一宮倉庫、旧戸出町農協金屋事業所については、合併及び支店の統廃合に伴って賃貸への用途変更および更地としましたが、賃貸収入が低水準であることおよび土地価格が下落したことから帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失（16,925千円）として特別損失に計上しました。

その内訳は、旧荒見崎出張所土地1,651千円、旧本町支店土地10,854千円、伏木一宮倉庫土地3,660千円、旧戸出町農協金屋事業所土地759千円です。

なお、土地の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、旧本町支店、伏木一宮倉庫の時価は相続税路線価、旧荒見崎出張所、旧戸出町農協金屋事業所の時価は固定資産税評価額により算定しています。

4. 金融商品に関する注記

(追加情報)

当期より「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日改正）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けているほか、国債や地方債などの債券、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことで、

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことで、

当組合では、これらのリスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMへの取組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことで、

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	116,198,547	115,982,576	△ 215,970
有価証券			
その他有価証券	10,495,854	10,495,854	—
貸出金	31,026,167		
貸倒引当金	△ 247,541		
貸倒引当金控除後	30,778,625	31,622,390	843,764
資 産 計	157,473,027	158,100,821	627,794
貯金	158,301,232	158,057,455	△ 243,777
負 債 計	158,301,232	158,057,455	△ 243,777

※貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している従業員貸付金29,191千円を含めています。

※貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii) 有価証券

株式は、取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

iii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

i) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	6,408,593

※外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	116,198,547					
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	2,571,689	1,841,530	2,772,968	968,584	1,231,567	938,255
貸出金	5,583,074	3,165,124	2,025,429	1,926,054	1,883,202	16,381,276
合 計	124,353,311	5,006,654	4,798,397	2,894,638	3,114,769	17,319,531

※貸出金のうち、当座貸越787,710千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

※貸出金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等32,814千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

※貸出金には分割実行案件の未実行額が含まれています。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	128,913,995	17,811,093	15,193,529	1,968,403	2,050,048	—
合 計	128,913,995	17,811,093	15,193,529	1,968,403	2,050,048	—

※要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

※定期積金7,394,638千円については含めていません。

5. 有価証券に関する注記

有価証券の時価、評価差額に関する事項は次の通りです。

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

当組合では、期末において満期保有目的の有価証券を保有していません。

(2) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		取得原価又は 償 却 原 価	貸 借 対 照 表 計 上 額	評 価 差 額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	国 債	1,407,805	1,464,710	56,904
	地方債	245,618	247,509	1,890
	金融債	5,400,000	5,483,983	83,983
	社 債	2,000,387	2,036,087	35,699
	株 式	85,955	97,680	11,724
	小 計	9,139,766	9,329,969	190,202
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	国 債	299,542	298,590	△ 952
	金融債	800,000	793,715	△ 6,285
	株 式	76,346	73,580	△ 2,766
	小 計	1,175,888	1,165,885	△ 10,003
合 計		10,315,655	10,495,854	180,199

上記の評価差額から繰延税金負債 55,861千円を差し引いた額 124,337千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(3) 売却した満期保有目的の債券

当組合では、当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(4) 売却したその他有価証券

当期中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	売 却 額	売 却 益	売 却 損
国 債	205,054	4,892	—
金 融 債	1,919,338	19,338	—
合 計	2,124,392	24,230	—

6. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程等に基づき、退職一時金制度に加えて、全国農協役職員共済会との契約による退職給付制度を採用しています。

なお、退職給付に係る会計基準に基づく、当期における退職給付債務の内容等は次のとおりです。

① 退職給付債務及びその内訳

ア. 退職給付債務の額	1,864,525千円
イ. 年金資産の額	722,419千円
（うち農協職員退職給付金制度	722,419千円）
ウ. 退職給付引当金の額（アーイ）	1,142,105千円

② 退職給付費用の内訳

勤務費用の額	84,328千円
--------	----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 25,599千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成22年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は 425,181千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金損金算入限度超過額	346,472千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	47,662千円
賞与引当金損金算入限度超過額	26,242千円
その他	33,770千円
繰延税金資産小計	454,149千円
評価性引当額	△ 80,775千円
繰延税金資産合計（A）	373,373千円
繰延税金負債	
有価証券評価に係る繰延税金負債	55,861千円
その他	－ 千円
繰延税金負債合計（B）	55,861千円
繰延税金資産の純額（A）－（B）	317,511千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の内訳

法定実効税率	31.0%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.7%
住民税均等割等	0.5%
特別配当	△ 3.5%
その他	△ 2.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.7%

8. その他の注記

(1) 劣後特約付貸出金

貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金2,427,000千円が含まれています。

9. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

(1) 現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金となっています。

5. 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	21年度	22年度
1. 当期末処分剰余金	465,788	435,781
(1)繰越剰余金	172,388	116,157
(2)当期剰余金	293,400	305,251
(3)土地再評価差額金取崩額	—	14,372
2. 剰余金処分額	349,631	313,156
(1)利益準備金	150,000	75,000
(2)任意積立金	100,000	140,000
(うちリスク管理目的積立金)	(50,000)	(140,000)
(3)出資配当金	49,590	49,685
(うち普通出資に対する配当金)	(49,590)	(49,685)
(4)事業分量配当金	50,041	48,471
3. 繰越剰余金	116,157	122,624

(注) 1. 出資配当の割合は次のとおりです。

平成21年度 2.0%

平成22年度 2.0%

2. 事業分量配当金の基準は次のとおりです。

平成21年度 ①定期貯金平均残高に対し、0.025%

②長期共済保有高（保障）1万円に対し、0.4円

③当年産米売渡数量1俵（60kg）に対し、60円（消費税抜き）

平成22年度 ①定期貯金平均残高に対し、0.025%

②長期共済保有高（保障）1万円に対し、0.4円

③当年産米売渡数量1俵（60kg）に対し、30円（消費税抜き）

④販売品受入高（米以外）1千円に対し、7円（消費税抜き）

3. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

積立金の種類	積 立 目 的	積 立 目 標 額	積 立 ・ 取 崩 基 準
補助施設再取得 目的積立金	補助金の交付を受けて取得した償却資産の再取得のために必要な資金の準備	交付を受けた補助金の80%相当額	更新等により除却する積立対象資産の積立相当額
リ ス ク 管 理 目的積立金	有価証券運用のリスク負担、貸出金等不良債権の償却・引当と固定資産の減損や除去債務会計および新たな会計制度の変更に備え、自己資本比率の維持向上と経営の健全性の確保	有価証券、貸出金、経済等事業未収金、有形固定資産（償却累計額控除後）等の期末帳簿価額の30/1000	有価証券売却損、有価証券償還損、有価証券評価損、買入金銭債権損、自己査定による貸出金等の償却・引当、固定資産減損の発生、固定資産除去債務の引当、新たな会計制度変更に伴う損失の発生した場合の当該相当額

4. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

平成21年度 30,000千円

平成22年度 30,000千円

6. 部門別損益計算書 (21年度)

(単位：千円)

区 分		合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	7,380,743	2,034,979	845,976	2,036,488	2,437,645	25,654	
事業費用	②	4,201,093	634,300	23,674	1,588,772	1,898,191	56,155	
事業総利益 (①－②)	③	3,179,649	1,400,679	822,302	447,715	539,454	△ 30,500	
事業管理費	④	2,764,080	964,836	460,465	535,306	633,183	170,288	
(うち減価償却費)	⑤	(219,835)	(30,236)	(10,807)	(117,546)	(52,838)	(8,407)	
(うち人件費)	⑥	(1,945,587)	(673,773)	(366,208)	(320,307)	(445,360)	(139,937)	
うち共通管理費	⑦		290,486	165,457	111,017	146,827	24,223	△ 738,012
(うち減価償却費)	⑧		(18,974)	(10,807)	(7,251)	(9,590)	(1,582)	(△ 48,207)
(うち人件費)	⑨		(157,566)	(89,747)	(60,218)	(79,642)	(13,139)	(△ 400,314)
事業利益 (③－④)	⑩	415,569	435,842	361,836	△ 87,591	△ 93,729	△ 200,789	
事業外収益	⑪	53,059	16,857	13,630	8,938	12,226	1,405	
うち共通分	⑫		16,857	9,601	6,442	8,520	1,405	△ 42,828
事業外費用	⑬	8,483	3,338	1,901	1,276	1,687	278	
うち共通分	⑭		3,338	1,901	1,276	1,687	278	△ 8,483
経常利益 (⑩＋⑪－⑬)	⑮	460,145	449,361	373,565	△ 79,929	△ 83,190	△ 199,662	
特別利益	⑯	169,486	66,711	37,997	25,495	33,719	5,562	
うち共通分	⑰		66,711	37,997	25,495	33,719	5,562	△ 169,486
特別損失	⑱	189,424	74,558	42,467	28,494	37,686	6,217	
うち共通分	⑲		74,558	42,467	28,494	37,686	6,217	△ 189,424
税引前当期利益 (⑮＋⑯－⑱)	⑳	440,206	441,513	369,095	△ 82,928	△ 87,157	△ 200,316	
営農指導事業分配賦額	㉑		△ 81,238	△ 46,191	△ 31,338	△ 41,548	200,316	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (㉑＋㉒)	㉒	440,206	360,274	322,904	△ 114,266	△ 128,705		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等

事業総利益60%、人件費40%の割合とした。

(2) 営農指導事業

事業総利益60%、人件費40%の割合とした。

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	39.36	22.42	15.04	19.90	3.28	100.00
営農指導事業	40.56	23.06	15.64	20.74		100.00

(22年度)

(単位：千円)

区 分		合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	7,194,363	1,792,822	817,358	2,015,280	2,560,165	8,736	
事業費用	②	4,102,894	441,960	24,070	1,557,990	2,026,410	52,461	
事業総利益 (①－②)	③	3,091,469	1,350,862	793,288	457,289	533,754	△ 43,725	
事業管理費	④	2,701,701	958,016	494,950	501,313	590,575	156,844	
(うち減価償却費)	⑤	(194,790)	(25,517)	(10,537)	(101,966)	(50,766)	(6,002)	
(うち人件費)	⑥	(1,962,528)	(684,867)	(401,124)	(313,754)	(426,149)	(136,633)	
うち共通管理費	⑦		234,859	137,779	90,416	116,068	18,134	△ 597,258
(うち減価償却費)	⑧		(16,922)	(9,927)	(6,514)	(8,363)	(1,306)	(△ 43,035)
(うち人件費)	⑨		(106,518)	(62,488)	(41,007)	(52,642)	(8,224)	(△ 270,882)
事業利益 (③－④)	⑩	389,768	392,845	298,337	△ 44,023	△ 56,821	△ 200,570	
事業外収益	⑪	55,848	17,938	14,552	9,279	12,693	1,385	
うち共通分	⑫		17,938	10,523	6,905	8,865	1,385	△ 45,617
事業外費用	⑬	7,399	2,909	1,706	1,120	1,438	224	
うち共通分	⑭		2,909	1,706	1,120	1,438	224	△ 7,399
経常利益 (⑩＋⑪－⑬)	⑮	438,217	407,874	311,183	△ 35,864	△ 45,566	△ 199,409	
特別利益	⑯	15,282	6,009	3,525	2,313	2,969	464	
うち共通分	⑰		6,009	3,525	2,313	2,969	464	△ 15,282
特別損失	⑱	30,983	12,183	7,147	4,690	6,021	940	
うち共通分	⑲		12,183	7,147	4,690	6,021	940	△ 30,983
税引前当期利益 (⑮＋⑯－⑱)	⑳	422,516	401,700	307,561	△ 38,241	△ 48,617	△ 199,886	
営農指導事業分配賦額	㉑		△ 80,846	△ 47,425	△ 31,318	△ 40,295	199,886	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (㉑＋㉒)	㉒	422,516	320,853	260,135	△ 69,559	△ 88,912		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等

事業総利益60%、人件費40%の割合とした。

(2) 営農指導事業

事業総利益60%、人件費40%の割合とした。

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	39.32	23.07	15.14	19.43	3.04	100.0
営農指導事業	40.44	23.73	15.67	20.16		100.0

3. 部門別の資産

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業別の総資産	173,275,434	164,683,883	277,877	3,302,917	1,463,683	50,624	3,496,447
総資産(共通資産配賦後)	173,275,434	166,058,787	1,084,460	3,832,228	2,143,170	156,787	
(うち固定資産)	(5,021,960)	(1,154,171)	(681,429)	(1,532,533)	(1,515,357)	(138,468)	

※共通資産の他部門への配賦基準等

(1) 事業総利益60%、人件費40%の割合とした。

(2) 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通資産	39.32	23.07	15.14	19.43	3.04	100.0

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認書

確 認 書

- 1 私は、当 J A の平成22年 3 月 1 日から平成23年 2 月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成23年 4 月28日

高岡市農業協同組合

代表理事組合長

穴田 甚朗



Ⅱ 損益の状況

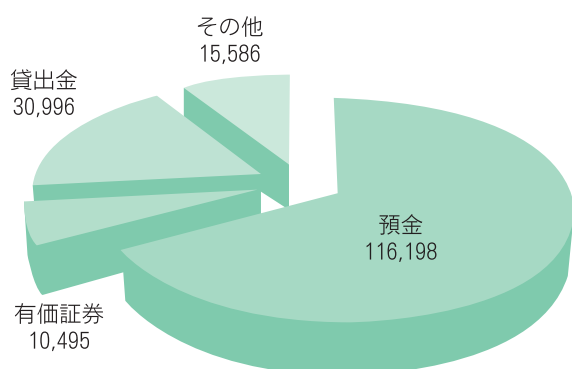
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

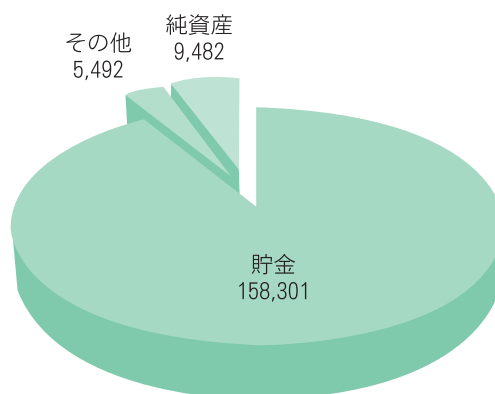
項 目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
経 常 収 益	7,488	7,598	7,666	7,380	7,194
信 用 事 業 収 益	1,697	1,946	2,008	2,034	1,792
共 済 事 業 収 益	908	868	856	845	817
農 業 関 連 事 業 収 益	2,047	2,063	2,017	2,036	2,015
生 活 そ の 他 事 業 収 益	2,834	2,719	2,784	2,437	2,560
経 常 利 益	404	388	420	460	438
当 期 剰 余 金	462	410	593	293	305
出 資 金	2,489	2,487	2,489	2,488	2,496
(出 資 口 数)	2,489,433	2,487,031	2,489,618	2,488,607	2,496,138
純 資 産 額	8,420	8,496	9,014	9,330	9,482
総 資 産 額	160,841	164,063	167,875	170,605	173,275
貯 金 等 残 高	146,864	150,131	154,042	156,835	158,301
貸 出 金 残 高	27,738	29,694	27,120	31,849	30,996
有 価 証 券 残 高	15,902	11,468	13,333	12,228	10,495
剰 余 金 配 当 金 額	49	49	49	99	98
出 資 配 当 額	49	49	49	49	49
事 業 利 用 分 量 配 当 額	—	—	—	50	48
職 員 数	402	403	409	415	414
単 体 自 己 資 本 比 率	16.23	15.45	16.28	16.24	16.41

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取り扱いはありません。
4. 職員数は常備人を含んでいます。
5. 自己資本比率算出基準が改正されており、19年度から新基準により算出しています。

運用状況 運用合計 173,275 (単位：百万円)



調達状況 調達合計 173,275 (単位：百万円)



2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	21年度	22年度	増 減
資 金 運 用 収 支	1,533	1,451	△ 82
役 務 取 引 等 収 支	37	40	3
そ の 他 信 用 事 業 収 支	△ 171	△ 141	30
信 用 事 業 粗 利 益	1,400	1,350	△ 50
(信 用 事 業 粗 利 益 率)	0.905	0.861	△ 0.044
事 業 粗 利 益	3,179	3,091	△ 88
(事 業 粗 利 益 率)	1.829	1.808	△ 0.021

- (注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－資金調達費用
2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用
3. その他信用事業収支＝（その他事業収益＋その他経常収益）－（その他事業直接費用＋その他経常費用）
4. 信用事業粗利益率＝信用事業総利益／信用事業資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
5. 事業粗利益率＝事業総利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	21年度			22年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	153,906	1,944	1.264	155,873	1,703	1.093
う ち 預 金	112,511	1,154	1.026	114,475	960	0.839
う ち 有 価 証 券	12,048	164	1.363	10,512	144	1.378
う ち 貸 出 金	29,346	626	2.133	30,885	598	1.937
資 金 調 達 勘 定	155,572	407	0.262	157,241	250	0.159
う ち 貯 金 ・ 定 期 積 金	155,463	404	0.260	157,149	247	0.158
う ち 借 入 金	108	2	2.493	92	2	2.507
総 資 金 利 ざ や	—		0.569	—		0.474

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回り＋経費率）
2. 経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定（貯金・定期積金＋借入金）平均残高
3. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	21年度増減額	22年度増減額
受 取 利 息	28	△ 241
う ち 預 金	△ 66	△ 193
う ち 有 価 証 券	14	△ 19
う ち 貸 出 金	80	△ 27
支 払 利 息	△ 61	△ 156
う ち 貯 金 ・ 定 期 積 金	△ 61	△ 156
う ち 譲 渡 性 貯 金	—	—
う ち 借 入 金	0	0
差 し 引 き	90	△ 84

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

Ⅲ事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	21年度		22年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
流 動 性 貯 金	35,834	23.1	36,955	23.5	1,121
定 期 性 貯 金	119,464	76.8	120,018	76.4	553
そ の 他 の 貯 金	164	0.1	175	0.1	10
計	155,463	100.0	157,149	100.0	1,685
譲 渡 性 貯 金	—	—	—	—	—
合 計	155,463	100.0	157,149	100.0	1,685

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

② 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	21年度		22年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
定 期 貯 金	112,783	100.0	113,043	100.0	260
うち 固 定 金 利 定 期	112,689	99.9	112,953	99.9	264
うち 変 動 金 利 定 期	94	0.1	89	0.1	△ 4

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	21年度	22年度	増減
手 形 貸 付	243	227	△ 15
証 書 貸 付	28,242	29,889	1,646
当 座 貸 越	860	768	△ 92
割 引 手 形	—	—	—
合 計	29,346	30,885	1,538

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	21年度		22年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
固 定 金 利 貸 出	20,805	65.3	21,021	67.8	216
変 動 金 利 貸 出	10,264	32.2	9,170	29.6	△ 1,093
そ の 他	780	2.5	805	2.6	25
合 計	31,849	100.0	30,996	100.0	△ 852

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	21年度	22年度	増減
貯金・定期積金等	1,106	1,018	△ 88
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	3,027	2,477	△ 550
その他担保物	5	2	△ 3
小計	4,140	3,497	△ 642
農業信用基金協会保証	11,931	12,071	140
その他保証	84	72	△ 11
小計	12,015	12,143	128
信用	15,694	15,355	△ 338
合計	31,849	30,996	△ 852

④ 債務保証の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円，％)

種 類	21年度		22年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
設備資金	28,385	89.1	27,612	89.1	△ 772
運転資金	3,464	10.9	3,384	10.9	△ 79
合計	31,849	100.0	30,996	100.0	△ 852

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円，％)

種 類	21年度		22年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
農業	783	2.5	773	2.5	△ 9
林業	—	—	—	—	—
水産業	—	—	—	—	—
製造業	5	0.0	4	0.0	0
鉱業	—	—	—	—	—
建設・不動産業	6,219	19.5	5,650	18.2	△ 568
電気・ガス・熱供給水道業	—	—	—	—	—
運輸・通信業	—	—	—	—	—
金融・保険業	2,433	7.6	2,432	7.8	0
卸売・小売・サービス業・飲食業	474	1.5	471	1.5	△ 2
地方公共団体	7,207	22.6	7,000	22.6	△ 206
非営利法人	—	—	—	—	—
その他	14,725	46.2	14,664	47.3	△ 60
合計	31,849	100.0	30,996	100.0	△ 852

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

(1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	22年度
農 業	765
耕 作	348
野 菜 ・ 園 芸	6
果 樹 ・ 樹 園 農 業	1
工 芸 作 物	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	—
養 鶏 ・ 養 卵	6
養 蚕	—
そ の 他 農 業	402
農 業 関 連 団 体 等	—
合 計	765

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

なお、「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

そのため、「(1) 営農類型別」と「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」の残高は一致しません。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

(2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	22年度
プ ロ パ ー 資 金	537
農 業 制 度 資 金	227
農 業 近 代 化 資 金	139
そ の 他 制 度 資 金	88
合 計	765

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接的または間接的に融資するものがあり、ここでは①及び③の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

⑧ リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

種 類	21年度	22年度	増減
破 綻 先 債 権 額	59	59	0
延 滞 債 権 額	289	239	△ 50
3 ヶ 月 以 上 延 滞 債 権 額	40	46	5
貸 出 条 件 緩 和 債 権 額	132	112	△ 19
合 計	521	456	△ 65

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3. 3 ヶ 月 以 上 延 滞 債 権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3 ヶ 月 以 上 延 滞 して いる 貸 出 金 で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3 ヶ 月 以 上 延 滞 債 権 に 該 当 しないものをいいます。

⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分	債権額	保 全 額			
		担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	174	45	26	103	174
危 険 債 権	125	61	23	40	124
要 管 理 債 権	158	55	—	—	55
小 計	459	161	49	143	354
正 常 債 権	30,644				
合 計	31,103				

(注) 上記債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

② 危険債権

経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権

③ 要管理債権

3 ヶ 月 以 上 延 滞 貸 出 債 権 お よ び 貸 出 条 件 緩 和 貸 出 債 権

④ 正常債権

上記以外の債権

⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

○「リスク管理債権」「金融再生法に基づく開示債権」と「自己査定における債務者区分」との関係

(単位：百万円)

自己査定における債務者区分 (対象：総与信)		金融再生法債権区分における開示債権 (対象：信用事業における総与信)	リスク管理債権 (対象：貸出金)
破綻先	60	破産更生債権及び これらに準ずる債権 174	破綻先債権 59
実質破綻先	127		延滞債権 239
破綻懸念先	127	危険債権 125	
要注意先	要管理先 420	要管理債権 158	3ヵ月以上延滞債権 46
	その他要注意先 471	正常債権 30,644	貸出条件緩和債権 112
	正常先 30,815		

●破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

●実質破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者

●破綻懸念先

現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

●要管理先

要注意先の債務者のうち当該債務者の債券の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者

i 3ヵ月以上延滞債権

元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸出債権

ii 貸出条件緩和債権

経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●その他の要注意先

要管理先以外の要注意先に属する債務者

●正常先

業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

●破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由より経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

●危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

●要管理債権

三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記以外のものに区分される債権

●破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する自由が生じている貸出金

●延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金

●3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）

●貸出条件緩和債権

債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権を除く）

⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	21年度					22年度				
	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	94	110	—	94	110	110	107	—	110	107
個別貸倒引当金	173	155	40	132	155	155	153	0	155	153
合 計	267	265	40	226	266	265	261	0	265	261

(注) 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

⑫ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	21年度	22年度
貸 出 金 償 却 額	2	—

(注) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類		21年度		22年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送 金 ・ 振 込 為 替	件 数	26,166	156,394	26,350	163,323
	金 額	52,220	64,566	51,664	68,777
代 金 取 立 為 替	件 数	9	6	9	10
	金 額	77	8	25	1
雑 為 替	件 数	7,980	4,279	7,151	3,442
	金 額	14,486	490	13,980	412
合 計	件 数	34,155	160,679	33,510	166,775
	金 額	66,784	65,066	65,670	69,191

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	21年度	22年度	増減
国 債	1,988	1,558	△ 430
地 方 債	246	246	0
金 融 債	6,602	6,176	△ 425
社 債	3,059	2,377	△ 682
株 式	150	154	3
そ の 他 の 証 券	0	—	0
合 計	12,048	10,512	△ 1,535

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1 年 以 下	1 年 超 3 年 以 下	3 年 超 5 年 以 下	5 年 超 7 年 以 下	7 年 超 10 年 以 下	10 年 超	期間の定めのないもの	合 計
21年度								
国 債	200	423	448	535	—	200	—	1,808
地 方 債	—	245	—	—	—	—	—	245
金 融 債	799	2,700	3,600	—	—	—	—	7,099
社 債	651	901	999	—	100	—	—	2,653
株 式	—	—	—	—	—	—	149	149
22年度								
国 債	211	417	279	499	299	—	—	1,707
地 方 債	245	—	—	—	—	—	—	245
金 融 債	1,600	2,900	1,700	—	—	—	—	6,200
社 債	500	1,200	200	—	100	—	—	2,000
株 式	—	—	—	—	—	—	162	162

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報等

(単位：百万円)

保 有 区 分	21年度			22年度		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
満 期 保 有 目 的	—	—	—	—	—	—
そ の 他	11,956	12,228	271	10,315	10,495	180
合 計	11,956	12,228	271	10,315	10,495	180

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっております。
2. 取得価額は取得原価又は償却原価によっています。
3. 売買目的有価証券は保有しておりません。
4. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しております。
5. その他有価証券については時価を貸借対照表価額としております。

② 金銭の信託の時価情報等

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済事業

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種 類		21年度		22年度	
		新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
生命 総合 共済	終身共済	12,686	163,426	12,654	160,214
	定期生命共済	17	405	26	385
	養老生命共済	4,033	85,156	2,512	77,978
	うちこども共済	588	14,712	511	14,796
	医療共済	223	1,319	237	1,427
	がん共済	10	85	17	99
	定期医療共済	117	460	16	465
	年金共済（計）	247	4,243	234	4,258
	年金開始前	247	2,832	234	2,821
	年金開始後	—	1,410	—	1,436
建物更生共済		20,417	274,723	22,426	268,420
合 計		37,505	525,895	37,890	509,295

- (注) 1. 金額は、保障金額（年金共済は年金年額（利率変動型年金は最低保証年金額）、がん共済はがん死亡共済金額、定期医療共済は死亡給付金額。医療共済については死亡給付金額を含みます。）を表示しています。
 2. 合計の金額には年金共済の年金年額を除き、年金共済に付加された定期特約金額を含みます。

(2) 短期共済新契約高

(単位：百万円)

種 類		21年度		22年度	
		金額	掛金	金額	掛金
火災共済		52,515	54	51,645	50
自動車共済			435		442
傷害共済		49,914	6	48,360	6
定額定期生命共済		10	0	10	0
賠償責任共済			0		0
自賠責共済			36		37
合 計			533		536

- (注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。
 2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

3. 経済事業

(1) 買取購買品取扱実績

(単位：千円)

種 類		21年度	22年度
生産資材	肥料	418,009	402,437
	農薬	339,462	327,228
	飼料	42,483	24,426
	生産雑資材	184,595	184,227
	計	984,550	938,320
生活資材	米	179,336	169,153
	食料品	100,890	92,302
	酒・塩・タバコ	41,263	38,311
	衣料品・その他	7,984	8,329
	日用品	66,024	74,957
	家具・仏壇	52,379	43,847
	冠婚・葬祭	93,447	76,035
	住宅	59,067	98,074
	計	600,392	601,010
機械類	農業機械	417,560	410,730
	自動車	348,211	408,257
	計	765,772	818,987
油ガス類	石油類	891,319	931,212
	ガス類	241,630	235,267
	計	1,132,950	1,166,479
合 計		3,483,666	3,524,799

(2) 受託販売品取扱実績

(単位：千円)

種 類		21年度	22年度
農産物	米	2,581,359	2,088,298
	麦	49,742	35,217
	豆類・雑穀	66,785	36,203
	野菜	529,469	536,755
	果実	72	201
	花卉・花木	47,991	46,696
	その他	3,234	3,108
	畜産物	208,031	173,710
合 計		3,486,687	2,920,192

4. 指導事業

(単位：千円)

項 目		21年度	22年度
収 入	賦 課 金	—	—
	指 導 事 業 補 助 金	24,352	4,287
	実 費 収 入	5,870	6,581
	計	30,222	10,869
支 出	営 農 改 善 費	43,142	39,396
	生 活 文 化 事 業 費	12,740	12,513
	教 育 情 報 費	26,025	26,130
	計	81,907	78,040

5. 福祉・介護保険事業

(単位：千円)

項 目		21年度	22年度
訪 問 介 護		40,665	40,610
居 宅 介 護 支 援		18,977	22,457
デ イ サ ー ビ ス		43,477	58,488
認 知 デ イ		32,668	35,817
小 規 模 多 機 能		47,193	58,440
福 祉 用 具		9,993	13,767
合 計		192,976	229,582

Ⅳ 経営諸指標

1. 利益率

(単位：％)

項 目	21年度	22年度	増 減
総資産経常利益率	0.272	0.256	△ 0.016
資本経常利益率	5.190	4.830	△ 0.360
総資産当期純利益率	0.173	0.179	0.005
資本当期純利益率	3.310	3.365	0.055

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％)

区 分		21年度	22年度	増 減	
貯貸率	期 末	20.31	19.58	△	0.73
	期 中 平 均	18.88	19.65		0.78
貯証率	期 末	7.80	6.63	△	1.17
	期 中 平 均	7.75	6.69	△	1.06

- (注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項	目	21年度	22年度
基本的項目	(A)	7,641,728	7,872,979
	出資金	2,488,607	2,496,138
	回転出資金	—	—
	再評価積立金	—	—
	資本準備金	13,181	13,181
	利益準備金	2,239,064	2,389,064
	任意積立金	2,540,653	2,640,653
	次期繰越剰余金	366,157	337,624
	処分未済持分	△ 5,935	△ 3,683
	その他有価証券の評価差損		
補完的項目 (B)		1,104,093	1,091,293
	土地の再評価差額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	993,401	984,027
	一般貸倒引当金	110,692	107,265
	負債性資本調達手段等	—	—
	補完的項目不算入額	—	—
自己資本総額 (C) = (A) + (B)		8,745,822	8,964,272
控除項目 (D)		—	—
自己資本額 (E) = (C) - (D)		8,745,822	8,964,272
リスク・アセット等計 (F)		53,832,143	54,608,456
	資産（オン・バランス）項目	47,405,773	48,177,990
	オフ・バランス取引等項目	—	—
	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	6,426,369	6,430,466
基本的項目比率 (A) / (F)		14.19	14.41
自己資本比率 (E) / (F)		16.24	16.41

(注) 1. 平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第2号「農業協同組合等がその健全性を判断するための基準」に定められた算式に基づき算出したものです。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3. 平成20年12月12日付で公布・施行された「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例を定める告示（平成20年金融庁・農水省告示第22号）」および「農水省施行規程の特例を定める告示（平成20年農水省告示第1872号）」により、JAにおける自己資本比率の算出については、平成24年3月31日までの間、特例として、基本的項目に「その他有価証券評価差損」を反映しないこととされております。

4. 当JAが有する全ての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	21年度			22年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,815	—	—	1,713	—	—
我が国の地方公共団体向け	7,475	—	—	7,274	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	453	45	1	300	30	1
地 方 三 公 社 向 け	1,439	20	0	1,478	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	122,291	26,445	1,057	125,631	27,112	1,084
法 人 等 向 け	1,557	882	35	1,560	881	35
中小企業等向け及び個人向け	2,046	924	36	1,797	795	31
抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン	4,151	1,423	56	3,619	1,237	49
不動産取得等事業向け	163	135	5	119	101	4
三 月 以 上 延 滞 等	109	95	3	93	59	2
信用保証協会等保証付	11,944	1,168	46	12,080	1,178	47
共 済 約 款 貸 付	21	—	—	26	—	—
出 資 等	147	147	5	159	159	6
複数の資産を裏付とする資産 (いわゆるファンド)のうち、 個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—	—	—
証券化(エクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
上 記 以 外	16,981	16,118	644	17,491	16,622	664
合 計	170,598	47,405	1,896	173,346	48,177	1,927
オペレーショナル・リスクに 対する所要自己資本額 < 基礎的手法 >	オペレーショナル・リスク相当額を 8 %で除した額 a		所要自己資本額 b = a × 4 %	オペレーショナル・リスク相当額を 8 %で除した額 a		所要自己資本額 b = a × 4 %
	6,426		257	6,430		257
所 要 自 己 資 本 額 計	リスク・アセット等 (分母) 計 a		所要自己資本額 b = a × 4 %	リスク・アセット等 (分母) 計 a		所要自己資本額 b = a × 4 %
	53,832		2,153	54,608		2,184

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

5. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

6. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

< オペレーショナル・リスク相当額を8 %で除して得た額の算出方法（基礎的手法） >

$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{ の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y' s)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (F i t c h)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポートジャー	適 格 格 付 機 関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポートジャー		日 本 貿 易 保 険
法人等向けエクスポートジャー (長期)	R&I、Moody' s、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポートジャー (短期)	R&I、Moody' s、JCR、S&P、Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高 （単位：百万円）

		21年度				22年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー
		うち貸出金等	うち債券			うち貸出金等	うち債券		
法人	農業	373	373	—	19	349	349	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	716	—	703	0	716	—	703	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	300	99	200	1	347	146	200	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	123	—	—	—	136	—	—	—
	運輸・通信業	378	14	354	—	224	14	201	—
	金融・保険業	122,391	2,483	8,421	—	125,751	2,482	7,011	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	722	621	100	1	624	524	100	—
	日本国政府・地方公共団体	10,730	8,668	2,062	—	10,466	8,506	1,959	—
	上記以外	24	2	—	0	5	4	—	1
	その他	19,735	19,723	—	86	19,141	19,102	—	92
業種別残高計		170,598	31,986	11,842	109	173,346	31,129	10,175	93
個人	1年以下	116,741	3,899	1,655		121,838	3,036	2,564	
	1年超3年以下	7,428	3,044	4,384		7,543	3,012	4,531	
	3年超5年以下	7,015	2,053	4,962		4,582	2,405	2,177	
	5年超7年以下	2,499	1,960	538		1,705	1,102	603	
	7年超10年以下	3,764	3,463	301		4,771	4,471	299	
	10年超	16,703	16,703	—		16,383	16,383	—	
	期限の定めのないもの	16,445	861	—		16,520	717	—	
残存期間別合計		170,598	31,986	11,842		173,346	31,129	10,175	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲内でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
5. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
6. 前年度数値との乖離は、「⑦主要な農業関係の貸出金残高」の開示に伴い、平成22年3月末に顧客データの業種コード（その他（未設定）から該当業種へ）の修正を行ったことによるものです。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 （単位：百万円）

区 分		21年度				22年度			
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期首残高	期中増加額	期中減少額	
				目的使用	その他			目的使用	その他
一般貸倒引当金		94	110	—	94	110	107	—	110
個別貸倒引当金		173	155	40	132	155	153	0	155

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額 （単位：百万円）

区 分		21年度					22年度				
		個別貸倒引当金				貸出金償却	個別貸倒引当金				貸出金償却
		期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	0	0	—	0	—	0	0	—	0	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	13	17	1	11	17	17	26	0	17	26
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	33	1	31	1	—	1	—	—	1	—
	上記以外	—	0	—	—	0	0	1	—	0	1
	個人	125	136	7	118	136	136	125	0	135	125
業種別計		173	155	40	132	155	155	153	0	155	153

- (注) 1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
2. 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。
3. 貸出金償却は、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

			21年度			22年度		
			格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト	0%	—	12,662	12,662	—	12,502	12,502
	リスク・ウェイト	10%	—	12,135	12,135	—	12,086	12,086
	リスク・ウェイト	20%	502	119,939	120,442	402	123,169	123,571
	リスク・ウェイト	35%	—	4,079	4,079	—	3,547	3,547
	リスク・ウェイト	50%	301	103	405	402	94	497
	リスク・ウェイト	75%	—	1,258	1,258	—	1,079	1,079
	リスク・ウェイト	100%	200	19,355	19,555	200	19,844	20,044
	リスク・ウェイト	150%	—	58	58	—	17	17
	その他		—	—	—	—	—	—
自己資本控除額			—	—	—	—	—	—
計			1,004	169,593	170,598	1,004	172,341	173,346

(注) 「格付あり」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がＡ－又はＡ３以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	21年度		22年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	1,337	—	1,478
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	43	—	100	—
中小企業等向け及び個人向け	151	67	104	58
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	0	—	1	0
証券化(エクスポージャー)	—	—	—	—
上記以外	80	—	91	—
合 計	275	1,404	297	1,537

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

① 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めている、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等の評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

		21年度		22年度	
		貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上	場	154	154	171	171
非	上 場	—	—	—	—
合	計	154	154	171	171

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

21年度		22年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
7	2	11	2

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

8. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

・市場金利が上下に２％変動した時（ただし０％を下限）に発生する経済価値の変化額（低下額）を金利リスク量として算出しています。

・要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去５年の最低残高、②過去５年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の５０％相当額のうち、最小の額を上限とし、０～５年の期間に均等に振り分けて（平均残存２．５年）リスク量を算定しています。

・金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。
金利リスク＝運用勘定の金利リスク量＋調達勘定の金利リスク量（△）

算出した金利リスク量は経営層に報告するとともに、四半期ごとにＡＬＭ委員会および理事会に報告して承認を得ています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

② 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位：百万円)

	21年度	22年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	△ 704	△ 566

自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用 語	内 容
自 己 資 本 比 率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額）で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、J Aバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。
基本的項目（Tier I）	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本の中心となるものであり、出資金や資本準備金、利益準備金などが該当します。
補完的項目（Tier II）	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本のうち基本的項目を補完するものであり、一般貸倒引当金や負債性資本調達手段などが該当します。
控 除 項 目	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本から除くものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額や証券化エクスポージャーの一部などが該当します。
エ ク ス ポ ー ジ ャ ー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引（以下「資産等」といいます。）の与信相当額のことです。
リ ス ク ・ ウ ェ イ ト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。
信用リスク・アセット額	エクスポージャー（リスクを有する資産等）に対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスクの大きさに応じた掛目（リスク・ウェイト）を乗じて算出したものです。
所 要 自 己 資 本 額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク （ 相 当 額 ）	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
基 礎 的 手 法	新B I S 規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。1年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業にかかるその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業にかかるその他の費用、国債等債権売却損・償還損・償却、役務取引等費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン	住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるもののことです。
コ ミ ッ ト メ ン ト	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。

用 語	内 容
証券化エクスポージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことです。
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
カレント・エクスポージャー 方 式	派生商品取引及び長期決済期間取引を直評価することにより算出する再構築コスト（同一の取引を取引の相手方において取引の継続的履行が不可能となったような場合に、同一の取引を市場で再構成する場合に必要なコスト）に当該取引の想定元本（取引にかかる利息等を計算するための名目の元本）に取引内容や期間に応じた一定の掛目を乗じて算出される金額を加算することで与信相当額を算出する方法のことです。
プロテクションの購入 及 び 提 供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新BIS規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
想 定 元 本	投資元本がない金融派生商品において、金利計算等を行うための名目上の元本のことです。
再 構 築 コ ス ト	同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
派 生 商 品 取 引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
オ リ ジ ネ ー タ ー	証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。
信用補完機能を持つI/O ス ト リ ッ プ ス	信用補完機能を持つI/O ストリップスとは、原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受ける権利であって、金融機関が留保又は譲り受けた他に劣後しているものを指します。
金 利 シ ョ ッ ク	保有している資産や負債等に金利の変化を当てはめることです。
上下200ベースポイント の 平 行 移 動	金利リスクの算出において、市場金利が一律2%（0.01%が1ベースポイント）上昇あるいは低下した場合の現在価値の変化額を算出する方法のことです。
1 パーセンタイル値・ 99 パーセンタイル値	金利リスク量の算出において、各期間ごとの金利の1年前との変化幅のデータを最低5年分集め、小さい方から大きい方へ並べて、データ数の1%目もしくは99%目の値を変化幅として使用する方法のことです。
アウトライヤー基準	金融機関が保有する金利リスク量が自己資本（基本的項目と補完的項目）に対して20%を超える経済価値の低下が生じる場合にアウトライヤーとし、当局が早期警戒制度の枠組みの中でモニタリングを行います。

開 示 項 目

<概況及び組織に関する事項>

- ◆ 業務の運営組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- ◆ 理事及び監事の氏名及び役職名・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- ◆ 事務所の名称及び所在地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77～78
- ◆ 特定信用事業代理業者に関する事項・・・・・・・・・・・・・・ 22

<主要な業務の内容>

- ◆ 主要な業務の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23～29

<主要な業務に関する事項>

- ◆ 直近の事業年度における事業の概況・・・・・・・・・・・・・・・・ 5～6
- ◆ 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標
 - ・ 経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）・・・・ 53
 - ・ 経常利益・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
 - ・ 当期剰余金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
 - ・ 出資金及び出資口数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
 - ・ 純資産額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
 - ・ 総資産額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
 - ・ 貯金等残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
 - ・ 貸出金残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
 - ・ 有価証券残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
 - ・ 単体自己資本比率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
 - ・ 剰余金の配当の金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
 - ・ 職員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- ◆ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標
 - 主要な業務の状況を示す指標
 - ・ 事業粗利益及び事業粗利益率・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
 - ・ 資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支・・・・ 54
 - ・ 資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや・・・・ 54
 - ・ 受取利息及び支払利息の増減・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
 - ・ 総資産経常利益率及び資本経常利益率・・・・・・・・・・・・ 65
 - ・ 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率・・・・・・・・・・ 65
 - 貯金に関する指標
 - ・ 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高・・・・ 55
 - ・ 固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高・・・・ 55
 - 貸出金に関する指標
 - ・ 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高・・・・ 55
 - ・ 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高・・・・ 55
 - ・ 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額・・・・ 56
 - ・ 使途別の貸出金残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

開 示 項 目

- ・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合・・・・・・・・・・ 56
- ・主要な農業関係の貸出実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
- ・貯貸率の期末値及び期中平均値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
- 有価証券に関する指標
 - ・商品有価証券の種類別の平均残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
 - ・有価証券の種類別の残存期間別の残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
 - ・有価証券の種類別の平均残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
 - ・貯証率の期末値及び期中平均残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65

＜業務の運営に関する事項＞

- ◆ リスク管理の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11～12
- ◆ 法令遵守の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12～13
- ◆ 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13～14

＜直近の2事業年度における財産の状況に関する事項＞

- ◆ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30～49
- ◆ 貸出金にかかる事項
 - ・破綻先債権に該当する貸出金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
 - ・延滞債権に該当する貸出金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
 - ・3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
 - ・貸出条件緩和債権に該当する貸出金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
- ◆ 自己資本の充実の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66～72
- ◆ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
 - ・有価証券・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
 - ・金銭の信託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
 - ・デリバティブ取引・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
 - ・金融等デリバティブ取引・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
 - ・有価証券店頭デリバティブ取引・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- ◆ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
- ◆ 貸出金償却の額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60

◆ 店舗等のご案内

(平成23年 4月 1日現在)

店 舗 及 び 事 務 所 名	住 所	電 話 番 号	ATM設置台数
本 店	高岡市あわら町 1 番 1 号	26-7411	1 台
支 店	西 部 支 店	高岡市美幸町 1 丁目 1 番 8 号	21-0230
	佐 野 支 店	高岡市佐野1418番地	22-0079
	高 岡 病 院 支 店	高岡市永楽町 5 番10号	25-6183
	二 塚 支 店	高岡市二塚970番地	22-5115
	東 部 支 店	高岡市駅南 3 丁目 1 番15号	21-1458
	野 村 支 店	高岡市野村254番地	23-1385
	北 部 支 店	高岡市大坪町 3 丁目11番 9 号	22-1270
	二 上 支 店	高岡市守護町 2 丁目 1 番 8 号	22-1490
	守 山 支 店	高岡市守山字古田181番地	22-0147
	国 吉 支 店	高岡市佐加野1576番地	22-1945
	福 田 支 店	高岡市上北島405番地	21-1425
	小 勢 支 店	高岡市小竹118番地	31-0035
	立 野 支 店	高岡市立野字西堂島3240番地	31-0005
	石 堤 支 店	高岡市麻生谷346番地	31-2011
	能 町 支 店	高岡市能町1518番地	22-2709
	太 田 支 店	高岡市太田3380番地	44-0826
	牧 野 支 店	高岡市中曽根785番地	82-4146
	東 五 位 支 店	高岡市内島3044番地	31-0959
	伏 木 支 店	高岡市伏木古国府 1 番24号	44-1288
	中 田 支 店	高岡市下麻生1017番 1 号	36-0028
	戸 出 支 店	高岡市戸出町 2 丁目 1 番30号	63-1121
	是 戸 支 店	高岡市戸出光明寺153番 1 号	63-0042
	醍 醐 支 店	高岡市醍醐1061番 1 号	63-0125
	北 般 若 支 店	高岡市戸出吉住663番地	63-0075
事業所	営 農 セ ン タ ー	高岡市西藤平蔵226番の 1	63-7331
	中 田 農 業 振 興 セ ン タ ー	高岡市滝38番地	36-0022
	農 機 セ ン タ ー	高岡市伊勢領2521番地	63-3030
	資 材 セ ン タ ー 佐 野	高岡市佐野1416番地	27-8601
	資 材 セ ン タ ー 国 吉	高岡市国吉1155番地	31-8005
	資 材 セ ン タ ー 戸 出	高岡市戸出町 2 丁目 1 番30号	63-5555
	生 活 セ ン タ ー	高岡市佐野新町1420番 1 号	27-8890
	自 動 車 セ ン タ ー	高岡市四屋745番 1 号	23-5337
	燃 料 セ ン タ ー	高岡市伊勢領2525番 1 号	63-7700
	四 屋 給 油 所	高岡市四屋721番地	22-7634
	カ ー ポ ー ト 中 田	高岡市下麻生1017番	36-0195
	戸 出 給 油 所	高岡市伊勢領2525番 1 号	63-3031
	福祉事業センター（もえぎの里）	高岡市二塚339番 2 号	26-7470

店 舗 及 び 事 務 所 名	住 所	電 話 番 号	ATM設置台数
施 設	南条カントリーエレベーター	高岡市蔵野町314番地	31-4321
	国吉カントリーエレベーター	高岡市頭川100番地	27-3077
	中田カントリーエレベーター	高岡市滝63番地	36-0044
	戸出カントリーエレベーター	高岡市戸出竹72番1号	63-6934
	二塚 粉 一 時 貯 留 施 設	高岡市二塚339番地	24-5689
	石 堤 ラ イ ス セ ン タ ー	高岡市麻生谷142番地	31-1860
	醍醐米麦大豆乾燥調製施設	高岡市醍醐1061番1号	63-6314
	堆 肥 セ ン タ ー	高岡市頭川120番1号	27-3072
	味噌・菜種加工施設	高岡市戸出吉住663番地	63-0075
	あぐりっち佐野店	高岡市佐野1416番地	22-0230
	あぐりっち戸出店	高岡市戸出吉住663番地	63-0107
	あぐりっち中田店	高岡市中田1271番	
	あぐりっち矢田店	高岡市伏木矢田4番26号	44-6504
	あぐりっちアグリピア店	高岡市西藤平蔵234番	63-1422
	南条育苗センター	高岡市蔵野町314番地	
	野菜集荷場	高岡市佐野1416番地	
	南条大豆乾燥調製施設	高岡市蔵野町314番地	
	太田甘藷貯蔵庫	高岡市太田3380番地	
	二塚女性センター	高岡市二塚970番地	
	東部女性センター	高岡市駅南3丁目1番15号	
	子会社		
	(株)高岡市農協会館	高岡市あわら町1番1号	26-7433
	(株)JA高岡キャリライン 本店	高岡市あわら町1番1号	26-7411
	戸出営業所	高岡市戸出町2丁目1番30号	63-5555
	(株)JAアグリサポート高岡 本店	高岡市あわら町1番1号	26-7411
	中田事業所	高岡市下麻生1234番地	36-0036

(店舗外CD・ATM設置台数4台 中田農業振興センター、旧野村北支店、あぐりっち矢田店、旧六丁目支店)
(共同設置CD・ATM 市役所・市民病院に各1台、イオン高岡に2台)



2011 JA高岡の現況

平成23年6月発行

発行 高岡市農業協同組合

〒933-8502 富山県高岡市あわら町1番1号

電話.0766-26-7411